

近世知多地方の雨乞い

日本福祉大学子ども発達学部 助教 松下 孜

はじめに—本稿の課題—

農作物を育てるには、水は必要不可欠である。とりわけ、米作は「水稲耕作」と呼ばれるほど水を多く用いる。その水は、当然、天よりの水、雨水である。したがって稲作で雨が最もほしい時期、田植えと田植え後の稲が十分に育つ時期には、雨が降らないと甚大な被害を受けることになる。稲作は主食としての米の生産をするので、日照りにより大きな被害を受ければ、餓死を含む多数の犠牲者さえも出すことになる。そこで、古代より近代にいたるまで日照りが続くと「雨乞い」をして雨が降るのを祈ったのである。

「雨乞い」に関して本格的な研究を提案したのは、日本民俗学の確立者のひとり、柳田國男である。すでに、昭和16年(1941)に「龍王と水の神」⁽¹⁾を發表し、その中で「水の神」や「雨乞い」研究の大切さにふれている。その後、「雨乞い研究」は民俗学の分野で主として担われ数多くの報告書や論文などが發表された。昭和40年代以降の知多郡の5市5町で発行された「市・町誌(史)」には、本文編や資料編に災害被害の早魃の項目などで雨乞いについて触れている⁽²⁾。又、最近では『愛知県史』により「天水田と雨乞い」⁽³⁾で知多地方の雨乞いの様子の概観が述べられ、また「文政四年から五年 知多郡寺本四か村の雨乞いおよび虫供養の記録(抄)」「嘉永五年から元治元年 知多郡生路村の雨乞いの記録(抄)」⁽⁴⁾では、近世の雨乞いの史料を載せている。知多郡でさえこれだけの雨乞いの記述があるのだから、全国的には数多くの雨乞いについての論文や報告書などがあるに違いないが、これまで歴史畑を歩いてきた筆者は、民俗学が切り開いてきた雨乞い研究の論文や報告書等の入手が困難なことと多量の近世文書の解読・整理に時間を割いたため、ほとんど読まないままに本稿をまとめざるを得なかつ

た。以下、数は少ないが筆者が入手し参照した書籍を基に論をすすめていく。

雨乞いについて数多くの論文を發表し、大著『雨乞習俗の研究』としてまとめ、世に問うたのが高谷重夫である⁽⁵⁾。同著は巻末の「初出發表誌一覧」によれば、昭和30年代5、昭和40年代15、昭和50年代13、未發表4、合計37の論文に手を加えまとめ集大成したとある。その中では昭和36年(1961)の論文が最も早いので、この頃より昭和40・50年代にかけて積極的に雨乞い研究に取り組み、数多くの論文を發表したことが分かる。『雨乞習俗の研究』では、「第一章 雨乞儀礼の史的展望」で、「第一節 古代の雨乞」「第二節 中世の雨乞」「第三節 近世の雨乞」とそれぞれの時代の雨乞いについて歴史的な変貌を詳述している。その後に「第八章 雨乞儀礼の諸相(五)」まで、雨乞いについてさまざまな事例を取り上げ、日本各地の雨乞いについて東西ほぼ万遍なく書上げ紹介している。今回の本論文では、上記の「第三節 近世の雨乞」を中心に、同書の関係ある事柄について参照している⁽⁶⁾。

知多地方の近世の雨乞いについては、筆者はすでに3回に渡り「研究ノート」を發表している⁽⁷⁾。その中で知多地方の近世の雨乞い研究については、史料を用いての研究が少ないことに触れている⁽⁸⁾。知多地方の近世の史料を見ていると、雨乞いに関する記述がしばしば出てくることに気がついた。そして、そのほとんどが未發表であった。今回も、これまでに發表した「研究ノート」に加えて、新しく見つけた近世史料をもとに知多地方の雨乞いについてまとめようとするものである。

近世の雨乞いについては、すでに次のことが一般的であったことが明らかになっている⁽⁹⁾。

① 村が主体となって祈願が行われ、村の全員が参加する惣参りが行われた。

- ② 1村で雨が降らないと、周囲の村が合同で祈願した。
- ③ 1度で雨乞いかなわないと幾度も雨乞いをかけた。
- ④ 村の神社や寺で祈願しても雨が降らないと、遠くの雨乞いで有名な寺社に祈願した。
- ⑤ 雨乞いには、さまざまな芸能が伴った。
- ⑥ 雨乞いは、やがて雨乞い祭りとなり、若者の手によるお祭り騒ぎが行われた。
- ⑦ 雨乞いを幾度もかけるとる費用が大きくなるが、相当大きな費用負担をしてもかけた。

以上のことについて、知多地方ではどのような雨乞いが行われたのか、それはどのような理由からかなどを明らかにすることが本稿の課題である。

1. 『尾藩世記』等に記された尾張藩の気象災害と雨乞い祈願

尾張藩の失われていく資料(史料)を惜しんで、阿部直輔がまだ残存している資料を基に尾張藩の事跡を編年順に編んだのが『尾藩世記』である⁽¹⁰⁾。この書は慶長5年(1600)から筆を起し、明治3年(1870)まで記し筆を置いている。したがって初代藩主義直から最後の藩主義宣までの事跡が簡潔に、要領よくまとめられ編まれている。その中には、尾張領内で起こった気象災害の記事が散見する。『尾藩世記』を中心に、いくつかの資料で補ってまとめたのが「資料1 尾張藩の気象災害」(後掲)である。これは、尾張藩の詳細な気象災害記録ではない。『尾藩世記』に書き残しておくほどの規模の大きな気象災害と考えられる。

「資料1 尾張藩の気象災害」(以下「資料1」とする)をもとに、尾張藩の早魃や雨乞いについて考察していく。「資料1」を一見すれば明らかのように、尾張領内の気象災害では、「大雨・暴風雨・大風等」の記録が圧倒的に多い。領内に木曾川・庄内川・日光川等の大川が通り、海岸部では、新田開発が盛んに行われたので、いったん「大雨・暴風雨」が起き、洪水となれば、その被害は甚大となる。「大雨・暴風雨」は、大きくは2つのタイプとなる。ひとつは、霖雨と呼ばれる

長雨と、もうひとつは、台風の襲来である。台風の襲来は、当時は予測が困難な気象災害であった。したがって、台風の通過を待つ以外手立ては少なかつたであろう。一方、長雨はある期間降り続くのであるから、被害を防ぐ手立てを考える余裕がある。河川でいえば、雨中にも堤防の補強をしたり、場合によれば避難したりすることも可能である。また雨が降るのを止める祈願をすることもできる。尾張藩も寛永10年(1633)の記録に「六月、霖雨。十六日、公、晴れを熱田大神に祈る。侍臣水野佐右衛門を遣し、奉幣あり。」(『尾藩世記』)とある。「公」とあるのは、初代藩主義直のことである。「熱田大神」は、現在の熱田神宮である。熱田神宮は、伊勢神宮に次ぐ大社とされ、三種の神器の一つ草薙剣を祀り、尾張藩の篤い信仰を受けていた。霖雨に対して、藩主は熱田神宮に奉幣して、霖雨が止み晴れを願ったのである。熱田神宮について「熱田神宮には農耕神あるいは漁神としての性格が濃い。近世にも尾張藩主をはじめ庶民にいたるまで当社に請雨・止雨の祈願をしばしば行った。その際、近在の農民は脚代・補代両頭人の馬の鞍に祈り、願がかなうと馬の塔を出した。(中略)当社の請雨・止雨祈願は、あるいは神剣一八岐大蛇・龍神一水神といった連想によるものであるか」⁽¹¹⁾とあるように、藩主から庶民にいたるまで雨乞いの社としても篤い信仰を受けていたのである。しかし、「資料1」によれば以後しばらくは、気象災害に対して熱田神宮に祈願することはなかった。

一方、早魃被害の記録は、明和7年(1770)以前の160年間に3回を記録するだけである。しかし、この年まで尾張藩では早魃が3回とは考えにくく、領内全域に害が及ぶような早魃は少なかったため記録されなかったと考えられる。しかし、明和7年(1770)の早魃は、よほどひどかつたのであろう、次の記録がある⁽¹²⁾。

一六月四日当年早魃ニ付御領分之衆民及難儀候付御御国三社おいて一万度御祈禱執行被仰付

尾張藩では、早魃に対して御国三社において、

一万度御祈禱の執行を命じているのである。御国三社とは、先にみた熱田神宮と尾張国一の宮と津島神社のことである。尾張国一の宮は、現在では真清田神社と称し、尾張藩の篤い信仰を受けていた。真清田神社について「真清田神社が水神（龍神）的性格をもっていることは事実であり、尾張藩主はしばしば当社に祈雨祈晴の使者を出し、近在の農民たちも祈雨祈晴の神として当社を篤く信仰した」⁽¹³⁾とあるように、雨乞いに靈験のある神社として知られていたことが分かる。津島神社は、近世では「津島牛頭天王社」「津島天王」「天王」などと呼ばれ、東海・関東地方に天王信仰を広く布教した。尾張藩も、多くの社領を寄進し安堵状を与え、また津島祭に対して多額の調進を行い手厚い保護を加えている。津島祭の例祭は、かつては6月14日の宵祭と15日の朝祭で執行された。とくに宵祭の巻き藁船は、全国的に名高い川祭りで、現在でも大勢の見物の人たちが賑わう。江戸時代には、歴代の尾張藩主も祭りを見物している。このように領内に名高い神社に使いを派遣して雨乞いの祈禱を行わせたのである。その後、明和8年（1771）・安永6年（1777）・寛政9年（1783）に御国三社に、享和2年（1802）には熱田神宮に雨乞いの祈願を行っている。尾張藩主が領内の早魃に対して、領内の有力神社に雨乞い祈願の使者を派遣していたことが分かる。

尾張藩が領内の寺院に雨乞いの祈願を命じたという記録は「資料1」からは、天保10年（1839）にただ1回あるだけである。しかし、大変興味深い記録であるので以下に示す⁽¹⁴⁾。

天保十年、雨乞ノ記

天保会記云、己亥の夏、暑気つよく、早魃甚し、七月十四日、橘丁の妙善寺日性上人を新御殿ニ被召、御座之間の御襖越に、御用人を以、追々処々へ雨乞御祈禱被仰付候へ共、いまた応驗なし、今日、其寺へ被仰付候間、明日用意し、十六日方御祈禱可致旨仰事あり、上人、畏、十六日より七日の間、祈り候へし、乍去、七日の中へいまた降事なし、七日祈り終り、夫より三日のうちに、必雨来るへし、御用人、其故を問、上人之曰、七日

の中へねぎ申也、仏天其赤心丹誠を感応して、雨を賜ふなれハ、必祈禱の後三日の中ニハ、決して良雨至り候也、公、聞召れ、尤也と、則銀三枚を賜ひ、雨の来候時、烈風迅雷のなき様ニ祈るへしと、御用人を以て命せらる、上人の謂、我宗ハ法花経のミを誦誦して祈候也、法華は大乗の経王、醍醐の妙味なれハ、忽諸天善神随歡喜して、甘露の法雨をくたし給の事なれハ、かの怒竜を雲衢ニ驅り、悪雷を電屈に激するの類ニあらず、決して號々の声ハ発し候はずと、御いらへ申上、十七日方、請雨の修法をなすに、徒弟等疑ひ、師何ぞ祈禱の後、七日とも日を延て、うけかひ給はざるやと云に、上人の云、我寺ハかゝる時の為ニとて、爵禄を給ふ、雨ふらされハ、我法力の及はざる也、即日、退寺すへし、自法を疑ひ、神明を怪まは、豈祈りを幽冥ニ達する事を得んやとて、壇ニ上りて、他を不顧、七日、満願ハ七日廿二日也、廿三日ニ至り、天一片の雲なく、暑炎益甚し、廿四日の午の半より、愁雲四方ニ起り、細雨静ニ降り来り、廿五、廿六日迄降り続き、苗勃然として立、沃野千里、蒼々たり、一声の微雷なし、廿六日、夕、御使を以て、白銀并時服を上人ニ賜ふ。（旧漢字は改めた）

これによれば「御用人を以て、追々処々へ雨乞御祈禱仰付候へ共」とあるので、尾張藩はどこかは不明だが複数の社寺に雨乞祈願を行ったことが分かる。妙善寺の日性上人は、見事に自説を実現し、降雨に成功し藩より褒美の白銀と時服を賜ったのである。あるいは、「資料1」にはないが、この年に限らず、寺院へも雨乞いをかけていたことも考えられる。尾張には尾張四観音と呼ばれる大須観音（宝生院）・笠覆寺・龍泉寺・甚目寺がある。このうち龍泉寺は「大早魃に雨を祈るに、忽に法雨ふらす等の利生あらたなる事は、かの龍女が故事によるなれば、龍の御山は、実に此地をいふなるべし」⁽¹⁵⁾とあり雨乞いに名高かったことが分かる。また四観音ともに「十八日（安永八年四月）、馬の塔大分出る。四観音も馬沢山成由」⁽¹⁶⁾とあるように御馬塔が盛んに曳かれた寺である。「十二日（文化六年六月）より、雨乞かけし村々、観

音或は熱田宮へ御礼馬を献じて賑合⁽¹⁷⁾とあるように、雨乞いがかけられ、かなうと御礼の御馬頭を村々が奉納したのである。こうした雨乞いに名高い寺院に尾張藩も雨乞いを祈願した可能性もあろう。尾張藩では、早魃に対して寺社に雨乞い祈願をしていたことが分かる。しかし、その回数は「資料1」による限り多くない⁽¹⁸⁾。

2. 知多地方の雨乞いの諸相

(1) 知多郡で雨乞いをかけた村

知多郡の早魃や雨乞いについて、いろいろな資料(史料)から見つけてまとめたのが、「資料2 知多郡の早魃被害等一覧」(後掲)(以下「資料2」とする)である。これをさきほどの「資料1」と比べると早魃の記録の件数の多さが目を引く。元禄11年(1698)から元治元年(1864)の間に、早魃が起こったと考えられる年が、40年間もある。ほぼ4年に1回の割合で起きたことになる。ただし、早魃は起きたが、その後雨が降り田畑の被害が少なかったものも含んでいる。早魃は、知多郡だけで起こるとは考えにくい。早魃は、起これば尾張・三河一帯に広く及ぶはずである。しかし、早魃は、大河川があり、そこからの用水が引かれた地域や溜池などで用水が足りる地域では、被害を防ぐことが可能である。こうした地域では、早魃よりもむしろ暴風雨・霖雨などによる洪水被害が農民の脅威となろう。戦国時代以来、領主は領内の治山治水に意を注ぎ、田畑の水源となる河川の整備、溜池の築造、田畑に水を引く用水路の普請に力を注いでいる。尾張藩も、領内の溜池の築造・維持管理、大河川の氾濫防止の築堤などに力を注いでいる。知多郡でも、多数の溜池を築造し、用水路を整備し、早魃の害を逃れようと努めたことはいうまでもない⁽¹⁹⁾。しかし、大河川や中小の河川に恵まれた濃尾平野と知多半島では地理的環境に大きな違いがある。知多半島では、小河川が多いので降った雨は、すぐに海に注いでしまうのである。その為、大小多数の溜池を築造し早魃にそなえたのであるが、早魃が起こると、溜池の水を使い切ることも多かったのである。知多半島では、暴風雨や長雨による洪水被害とともに早

魃も大きな脅威であったのである。これが知多郡で早魃の記録が多かった理由である。

知多郡藪村では、溜池(雨池といった)の水の使用の大切さを村人が「法式」を定めて守っていること等を示す次の史料が残されている⁽²⁰⁾。

(前略)

一当村之儀、雨池無数至極之早損所候得者、早魃之節雨池^(ぬき)杖貫水下ヶ候節、引水之儀古来^レ之法式を相守、水大切ニ^レいたし少し茂^レぬ沫なき、水猥ニ不相(「用」欠カ)候様可心得候、此水之儀出し候得者、毛頭おろそかに不可致事
一夏之頃少し雨降候得ハ、若イ者并下人ともはやり正月と申、休日いたしたかり候、当村之儀右之通早損所ニ候得者、田ニ水替畠ニ水汲、他村違ひ費用仕事多く候故、一日遊候而も悉ク耕作之おくれ出来候間、其時之時節見合休日可為致事、勿論村懸り酒等少しニても呑調間敷

(後略)

藪村は雨池が少ないので早魃となりやすい。早魃のとき池の杖をぬき田へ分水する節には、古来よりの法式を守り大切に使うことを定めているのである。藪村のように雨池が不足している村も知多郡内に多かったに違いない。田に水を引く分水の決まりはどこの村でも定めていたことである。とりわけ雨池が不足する村では、早魃の節の雨池の分水の「法式」が藪村がそうであったように厳しく守られていたのであろう。続いて藪村では、夏の頃雨が降り水が確保できると、若イ者等が「はやり正月」と言って休日にしたがる。藪村は、他の村と違い早損所なので田畑の水汲みの仕事が多い。1日遊べば耕作の遅れが出来てしまう。休日は時節を見合って決め、その場合も村費をつかった酒は飲まないことを定めたのである。

知多郡小鈴ヶ谷村は、早魃となり、その被害に苦しんだことを次のように訴えている⁽²¹⁾。

乍恐奉願御事

一知多郡小鈴ヶ谷村、田方拾四町余之所、当夏早損ニ付土地外之村々とハ違、真土ねばニ御座候

故、田方不残日割ニテ水持不申、迷惑至極奉存候、田方早損われ口四五寸程宛深ク三四尺通しわれ申候ニ付、池水懸ケ申候而も田方三四尺も下夕通川筋水出申候間、田畑へハ水見得不申候、田方不残右之通ニ御座候得ハ、日割へ埋土等百姓自分ニ普請可仕方便無御座候間、迷惑至極ニ奉存候、右田方之儀あせきわニ而申忝間程ツ、三四尺程堀上ケ、下方段々と打かため、つき上ケ申候得ハ水持候儀ニ而御座候、此通ニ普請仕候得ハ年々忝人ニ而作仕候田方三人程増シ手間不仕候而ハ、来年田方水持申候様ニ難成、迷惑至極ニ奉存候、連々困窮之百姓之儀候、其故当年之早損ニ付、当分夫食ニ迷惑仕儀ニ御座候間、右田方不残之儀ハ百姓自分ニ普請仕候儀難成奉存候、左候へ者御見分無御座候而ハ、来年田方早損仕儀ニ御座候間、末々百姓取統申様ニ哀御慈悲ヲ以被為聞召分ケ、来春御見分被 仰付被下候ハ、惣百姓中難有可奉存候、以上

享保九辰十二月

右村庄屋

久左衛門

組頭

八左衛門

同断

平左衛門

小鈴ヶ谷村は、この夏にひどい早魃に襲われた。田の土が「真土ねば」であるので水持ちが悪く、その上大きな割れ目が出来てしまった。その割れ目は、深さ3,4寸、長さ3,4尺もあった。割れ目には土を入れ、その上あせきわ(畦際)を巾1間、深さ3,4尺ほど掘り下げ、そこに下より土を入れ突き固めていくことが必要であった。このような普請をすれば水持ちができる。しかし、それには通常の普請の数倍の手間となる。このため田の見分を役所に願いでたのである。「真土ねば」の確かな意味は不明だが、知多半島の丘陵の多くが小石まじりの粘土層であることから、水持ちがよくない土地のことをいったものと考えられる。知多半島の丘陵にある田では早魃にあうとひどいひび割れが出来、それを修復するのに大変な手間がか

かることが分かる。

寺本4ヶ村(中島村・堀之内村・廻間村・平井村)では、早魃の為困窮し御年貢や三役銀の納入に困り借入金が増え、そのため次のような訴訟(嘆願)を行っている⁽²²⁾。

奉願御訴訟之御事

一当村之儀近年日照ニ付百姓困窮仕、御年貢并三役銀ニ指詰り、先御代官河村嘉左衛門様御裏判手形ニ而御口入被下候金子百五拾両、御裏判手形を以町方ニ而借用仕候金子百五拾両、都合三百両借用仕、年々御年貢相勤来り申候処、当年大日照ニ付田畑同様ニ早損仕、百姓共至極困窮仕申候、右之金子当年之利共返済仕候様ニ被仰付候ニ付、右困窮故村方取立可仕方便無御座候、迷惑至極奉存候、右之金子利足金斗勘定仕、元金御借居被下候様ニ御願申上候得共難相叶、必至と指詰り申候、此上何とそ御救ニ利安之御金三百両、年数永ニ御拜借被為仰付被下候ハ、百姓共相続可仕と奉存候、哀被為聞召分ケ、御願申上候通被仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

午十一月

知多郡寺本四ヶ村庄屋

金右衛門

同 喜兵衛

同 円右衛門

同 政右衛門

同 与右衛門

安坂才右衛門様

安坂才右衛門は、享保11年(午年)(1726)から享保18年(1733)にかけて廻間村の代官を勤めている。河村嘉左衛門は先代であるので、享保10年(1725)以前の代官である。後述するように享保9年(1724)は、知多地方全体に早魃が襲った年であるので、この年に年貢納入に金300両の借金をしたのであろう。その上享保11年(1726)も早魃となり、さらに利安の金300両の拝借を願っているのである。いかに、早魃がひどい打撃を村方に与えるかが分かる。

このような早魃にたいして、神仏に祈願する雨

乞いが知多郡一帯で行われた。近世史料で雨乞いを行ったと分かる村を示したのが「図1」である。雨乞いの近世史料が残されている村を示すだけでこれだけの村々が雨乞いをかけたのである。その数、73ヶ村である。これは知多郡の村数が133ヶ村であるので、半数以上の村で雨乞いが行われたことになる⁽²³⁾。この図で、空白が多いのは、現在の武豊町域と美浜町域である。しかし、武豊町では明治5年(1872)の史料ではあるが、市原村と富貴村が合同で雨乞いをかけている。美浜町域も、聞き取り調査により、上野間地区(上野間村)・古布(村)・北方(村)・河和(村)の各地区で雨乞いを行っていたこと、また、「雨乞いの話」として「竜神の怒り 河和」「水と弘法

矢梨」「西行法師雨ごいの歌 野間」「内扇の石仏 内扇」の4話があること等を考えれば、多くの村が雨乞いを行っていたと考えられる。このことから推定できるのは、空白となった地域は、近世の雨乞いの史料が見つからないからで、今後史料探索が進めばいくつかの村で雨乞いを行っていた史料が見つかるに違いない。空白となっている地域も雨乞いを行っていた可能性が高いのである。以上のことから大胆に言えば、近世では、知多郡のほとんどすべての村が雨乞いを行っていたと結論付けることができる。

(2) 幾度もかけられる雨乞い

近世の雨乞いは、願いがかなうまで幾度もかけられることがすでに明らかになっている⁽²⁴⁾。知多郡で雨乞いの回数分かる村を取り上げ、その様子を明らかにしよう。

まず、よく分かる史料が残されている生路村からみてみよう。

表1 生路村の雨乞い回数

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	合計
かけた年数	3	10	6	4	2	2	3	30
割合(%)	10	33	20	13	7	7	10	100

(『新編 東浦町誌 資料編6』「2-15 文政 村方雨請覚帳」)により作成

表1は、文政9年(1826)より文久4年(1864)の間に雨乞いをかけたのは30年間であるが、1年間で何回雨乞いをかけたかをまとめたものである。これによれば、1回しかかけなかったのは、3ヶ年だけで、2回以上が27ヶ年であり、その内、5回以上かけたのは、7ヶ年(24%)もある。生路村では雨乞いはかなうまで幾度もかけられることが分かる。

続いて松原村と森組5ヶ村をみてみよう。雨乞いの回数について述べた以下の史料がある。

- ① (宝暦8年) 六月十四日大雨、夫と八月五日迄旱損=而、雨請五ヶ村三度掛候而も雨無之
- ② (宝暦9年) 卯冬と辰七月廿日迄雨請九度かけ、それ=而雨被下候



図1 知多郡で雨乞いをかけた村

③（明和7年）雨請之儀五度かけ申候

※①②「享保十四年 村方願書 松原」（徳川林政史研究所蔵）
 ③「村方諸事覚書留」（小島家文書）
 ※（ ）は、筆者が補った。以後の史料も（ ）を付けた部分
 は筆者が補ったものである。

松原村では、1年間に①では3回、②では9回、③では5回の雨乞いをかけたことが分かる。「資料3 松原村の雨乞い関係一覧表」（後掲）（以下「資料3」とする）により、松原村の年間雨乞い回数を推定することができる。例えば、宝暦12年（1762）の欄に、「鍛冶屋村より入用」「森村寄入用」「太神宮様江雨請之節村方ニ而いさみ諸入用」「岡田村寄入用」「羽根村寄入用」「秋葉様ニ而いさみ諸入用」とあり、それぞれ日付が違っている。この場合各村で雨乞いが行われ松原村が参加したと考え、6回の雨乞いが行われたと推定した。このように推定して松原村の年間の雨乞い回数を表にまとめてのが「表2 松原村の雨乞い回数」である。これによれば、宝暦12年（1762）から慶応2年（1866）の105年間に、史料があるのが69年間である。69年間の内、雨乞いの記録がないのは、13ヶ年（19%）である。2回以上かけた年数は45ヶ年（65%）である。さらに、5回以上かけた年数は17ヶ年（24%）にもものぼり、ほぼ4年に1回くらいの割合で5回以上の雨乞い祈願をしたことになる。「資料3」には森組5ヶ村で雨乞いの相談をしている記事が多く見られる。森組5ヶ村とは、松原村・鍛冶屋村・森村・岡田村・羽根村である。この5ヶ村は合同で雨乞いをかけている。松原村や松原村が含まれている森組5ヶ村も雨乞いは祈願がかなうまで幾度もかけたことが分かる。

寺本4ヶ村（中島村・廻間村・堀之内村・平井村）も幾度も雨乞い祈願をしている。「文化十三年子四月 年代記」（知多市歴史民俗博物館蔵）と題された

中島村庄屋平松六兵衛が記した村方記録には、雨乞いの記録が残されている。（以下「年代記」とする）の中で幾度も雨乞い祈願をしたことが分かる部分を書き抜いてみる。

①文化十四年丑（略）五月中の雨も降不申候、雨乞少々懸ケ申候処、扱六月廿六日多度大神宮様へ雨乞懸ケ（略）廿八日中日ニ而四ヶ村両方新田迄馬ノ塔仕候、（略）扱晦日中日ニ而十ヶ村馬ノ塔致、（略）七月九日中日ニ而十ヶ村ニ而村馬十疋相引申（略）

②（文政4年）（略）四月七日八幡宮雨乞御頼中日雨降申、それよりまた雨降不申候、十四日ニ薬師雨請御頼申中日雨降（略）五月二日栖光庵様江雨請御頼申候（略）五月十二日また天皇様江雨乞御頼申（略）八幡宮様江熱田雨の宮五月廿二日と七日の間雨乞（略）七月ニ雨降不申候、六月晦日と雨乞、（略）瑞雲山大祥院様十七日と七日の間雨請御頼申候、（略）

③（文政6年）（略）多度大神宮様江雨請御頼、（五月）廿六日中日ニ而惣村馬の塔致候、（略）六月五日中の日ニ而十ヶ村馬の塔仕候、（略）雨乞者十五日と廿一日迄なり（略）

④（文政9年）（略）四月と五月中十六日ノ処、扱雨降不申候、十二日と七日間八幡宮様江雨乞懸り申候、（略）扱早雨降不申候而、五月晦日と天皇様雨乞御願、六月三日中日ニ而四ヶ村晦日参詣仕候、（略）それよりもまだ雨ふらず、十七日より栖光庵様雨乞御頼申候、（略）晦日と又八幡宮様雨請御願申候（略）七月二日中日四ヶ村馬ノ塔雨降申候、（略）

これによれば、寺本4ヶ村で、①では4回、②では6回、③では3回、④では5回の雨乞い祈願が行われている。

表2 松原村の雨乞い回数

雨乞い回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	合計
かけた年数	13	11	6	12	10	5	7	3	2	69
割合 (%)	19	16	9	17	15	7	10	4	3	100

※「資料3」（後掲）により作成。

中島村庄屋平松六兵衛は「六兵衛万覚書二」(『知多市誌 資料編4』知多市役所1984年)も残している。(以下「六兵衛万覚書二」とする)ここにも雨乞いの記録があるので書き抜く。

- ①天保拾亥五月中雨降不申、雨池水ニ而植付いたし、六月十三日迄ニ雨池不残落切申、六月三日拾ヶ村ニ而多度大神宮へ七両式歩大祈禱仕、御利生薄く又々追願式度いたし(略)
- ②(弘化5年)(略)七月五日拾ヶ村ニ而、多度大神宮様へ金七両式分之大願御頼申候処、小雨ニ而夫も雨降不申、又拾ヶ村ニ而多度様へ七両式分之大願頼申、(略)八幡宮様へ拾ヶ村ニ而五日之雨乞御頼申上候、(略)当四ヶ村ニ而大祥院様江七日之雨乞(略)
- ③(嘉永5年)(略)追々てりにニ相成り五月廿八日と七日之間平井村栖光庵様へ雨乞、雨降不申、毎日西風ニ相成六月朔日十ヶ村相談御座候、直様北伊勢多度大神宮様七両式歩大祈禱頼、(略)八日ニ追願多度大神宮様へ十ヶ村大勢馬引大里北ノ森迄迎ひ参り候(略)毎夜十ヶ村五日之間追願、(略)又々四度目多度様へ大願申候、(略)又七月朔日中日ニ而十ヶ村馬ノ塔仕候、(略)盆過ニ相成申候而海東郡へ御天王様と申処江雨乞御頼申参り候処、(略)

これによれば、①では3回、②では4回、③では7回の雨乞いが行われたことが分かる。ここにてできた10ヶ村とは、横須賀組10ヶ村のことで、大里村・木田村・加木屋村・横須賀村・横須賀町方・藪村・寺本村・佐布里村・古見村・朝倉村である。10ヶ村が合同で雨乞いをかけるのだから、この10ヶ村も幾度も雨乞いをかけていることが分かる。

小鈴ヶ谷村では享保9年(1724)に「雨請度々入用」、文政4年(1821)に5月・6月・7月に氏神の神主宮太夫に「雨請御礼」を出し、文政9年(1826)も、6月・7月(2回)に同じく宮太夫に「雨請御礼」を出している。少なくとも宮太夫に雨乞いの御礼を出した回数は雨乞いをかけたと考えられる。少なくともとしたのは、小鈴ヶ

谷村では、村内の寺院や近隣の村々と合同して雨乞いをかける場合があるからであり、その回数が含まれていないからである。これらのことから小鈴ヶ谷村も、雨乞いがかうまで幾度も雨乞いをかけたことが分かる⁽²⁵⁾。

追分村も雨乞いを何度かかけている⁽²⁶⁾。

一米八斗六升 去夏早損ニ付、度々雨請入用

追分村では、早損のため「度々(たびたび)」雨乞いをかけたことが分かる。

長尾村では、文政9年(1826)に、5月・6月・7月・8月に雨乞いをかけている。また、寛政2年(1790)には、5月・6月(3回)の雨乞い、寛政4年(1792)には、4月(2回)・6月(2回)の雨乞い、寛政6年(1794)には、6月(2回)・7月(2回)の雨乞い、寛政11年(1799)には、6月・7月(2回)の雨乞いをかけている⁽²⁷⁾。この村も、雨が降るまで幾度も雨乞いをかけたのである。後に詳しくみるが、寺本4ヶ村では、横須賀組10ヶ村が、松原村では、森組5ヶ村あるいは森組5ヶ村と大野谷12ヶ村、小鈴ヶ谷村では、枳豆志組8ヶ村が合同で雨乞いをかけている。このように歩調を同じくして雨乞いを行った村々は、まず雨が降るまで幾度も雨乞いをかけたと考えられる。これらのことから、知多郡も雨が降るまで幾度も雨乞いを行った地域である。

(3) 雨乞いにかかる金額

雨乞いには、寺社に納める祈禱料・御馬塔にかかる費用・獅子舞にかかる費用・夜の灯明料・主として若い者に振る舞う酒など、いろいろな費用



写真1 松原村の多数の入用帳帳
(知多市 小島家文書)

表3 松原村の雨乞い金額一覧

	①暦年(10年区切り)	②合計金額	③資料数	②÷③	④1軒負担分
1	宝暦5(1755)～明和1(1764)	16,467文	3年分	5,489文	42文
2	明和2(1765)～安永3(1774)	54,978文	9年分	6,110文	47文
3	安永4(1775)～天明4(1784)	82,816文	9年分	9,202文	71文
4	天明5(1785)～寛政6(1794)	66,122文	6年分	11,020文	85文
5	寛政7(1795)～文化1(1804)	66,730文	8年分	8,341文	64文
6	文化2(1805)～文化11(1814)	25,854文	5年分	5,171文	40文
7	文化12(1815)～文政7(1824)	34,934文	5年分	6,987文	54文
8	文政8(1825)～天保5(1834)	18,078文	3年分	6,026文	46文
9	天保6(1835)～弘化1(1844)	5,359文	2年分	2,680文	21文
10	弘化2(1845)～安政1(1854)	58,654文	9年分	6,517文	50文
11	安政2(1855)～元治1(1864)	87,657文	8年分	10,957文	84文
計		51,7658文	67年分	7,726文	55文

※「資料3」(後掲)により作成した。

※金銀価は、次のように換算した。銀は、金1両=銀60匁、銭は、明和2年～天明4年は5,000文、天明5年～文化元年は、6,000文、文化2年～元治元年は、7,000文で換算した。

※松原村の家数は、130軒とした。「天保11年 百姓家数牛馬数書上帳」小島家文書に129軒とある)

※小数点以下を四捨五入した。

がかかる。どのくらいの費用がかかるかをみていくことにする。まず、史料が一番多く残されている松原村からみていく。

「表3」によれば、天明5年(1785)から寛政6年(1794)の雨乞いにかけた金額がもっとも高く、年平均11貫文余、1軒の負担額85文となっている。1軒の負担額は、平均すればという計算上のことである。現実に村で割り付ける場合は、高に応じる高割と、1軒ごとに平等に割り付ける

ツラ割とで徴収している。また、67年分の年間平均は、約7貫700文、1軒の負担額は約55文である。1年間の雨乞いに20貫文以上を記録したのは、安永7年(1778)の20貫余、寛政4年(1792)の21貫余、嘉永6年(1853)の20貫余、安政2年(1855)の21貫余、文久元年(1861)の25貫余、文久2年(1862)の40貫余の6ヶ年である。1年間の雨乞い費用が20貫文とすれば、1軒当たりの負担額は、154文となる。文久

表4 小鈴ヶ谷村の雨乞い金額一覧

	①暦年(10年区切り)	②合計金額	③資料数	②÷③	④1軒負担分
1	元禄8(1695)～宝永1(1704)	3,560文	4年分	890文	13文
2	宝永2(1705)～正徳4(1714)	2,999文	5年分	600文	9文
3	正徳5(1715)～享保9(1724)	7,292文	6年分	1,215文	17文
4	享保10(1725)～享保19(1734)	18,565文	9年分	2,063文	29文
5	享保20(1735)～延享1(1744)	5,883文	6年分	981文	14文
6	延享2(1745)～宝暦4(1754)	4,949文	6年分	825文	12文
7	宝暦5(1755)～明和1(1764)	5,444文	4年分	1,361文	19文
8	明和2(1765)～安永3(1774)		資料無		資料無
9	安永4(1775)～天明4(1784)	1,654文	6年分	276文	4文
10	天明5(1785)～寛政6(1794)	32,250文	7年分	4,607文	66文
11	寛政7(1795)～文化1(1804)	150文	2年分	75文	1文
12	文化2(1805)～文化11(1814)	7,625文	2年分	3,813文	54文
13	文化12(1815)～文政7(1824)	13,944文	7年分	1,992文	28文
14	文政8(1825)～天保5(1834)	4,910文	2年分	2,455文	35文
計		109,225文	66年分	1,655文	24文

※「資料2 雨乞い関係一覧表」(『日本福祉大学 子ども発達学論集 第4号』2012年)により作成

※金銀価の換算は同上。また小数点以下を四捨五入した。

※小鈴ヶ谷村の家数は、70軒とした。「近世知多地方の雨乞い」(『日本福祉大学 子ども発達学論集 第4号』2012年)の104ページの史料に、元文4年の家数は72軒とある。

表5 長尾村の雨乞い金額一覧

	①暦年（10年区切り）	②合計金額	③資料数	②÷③	④1軒負担分
1	天明5(1785)～寛政6(1794)	119,429 文	6 年分	19,905 文	54 文
2	寛政7(1795)～文化1(1804)	33,800 文	2 年分	16,900 文	46 文
3	文化2(1805)～文化11(1814)	6,687 文	1 年分	6,687 文	18 文
4	文化12(1815)～文政7(1824)	35,234 文	1 年分	35,234 文	95 文
		195,150 文	10 年分	19,515 文	53 文

※「資料2 雨乞い関係一覧表」（『日本福祉大学 子ども発達学論集 第5号』2013年）により作成

※金銀価の換算は同上。また小数点以下を四捨五入した。

※長尾村の家数は370軒とした。「尾張御行記 五」（『名古屋叢書続編 第8巻』名古屋市教育委員会 1969年）

2年（1862）には、40貫文であるので、1軒当たりの負担額は、308文となる。雨がなかなか降らず、幾度も雨乞いをかけると、農民の負担額もかさむということがよく分かるのである。

次に同じように、小鈴ヶ谷村をみてみよう。

「表4」によれば、天明5年（1785）から寛政6年（1794）が雨乞いにかけた金額が最も高くなっている。年平均で4貫600文、1軒当たりの負担額、66文となっている。66年分の1軒当たりの平均負担額は、24文であるので、松原村よりは少なくなっている。

次に、長尾村をみてみる。

史料が少ないので、一概にいうことはできないが、文政4年（1821）には、35貫余、1軒当たりの負担額は、95文である。この年も、雨がなかなか降らず幾度も雨乞いをかけ、そのため雨乞いの費用が高額となったのである。

寺本4ヶ村も高額となった雨乞いの年がある。「六兵衛万覚書二」には次のようにある。

寺本惣田面=無水、拾ヶ村八幡宮様森=而毎夜こもり、雨乞入用十ヶ村割合、寺本四ヶ村金廿八両三歩壱匁斗入用懸り候

天保10年（1839）には、10ヶ村合同で雨乞いをかけ、寺本4ヶ村の雨乞い費用の割り当て金が28両3分余となったのである。高額な雨乞い費用の負担をしていることが分かる。

史料の数は少ないが雨乞いの費用が分かる村を記す。

一金貳両貳分 雨請入用

御初尾等九度

「文化十五年正月 常滑村下用帳」（『愛知県史 資料編17 尾東・知多』愛知県 2010年）

一金四両貳分 雨乞御祈禱料并=灯明錢諸入用

「安政七年 知多郡須佐村下用書上帳」（『南知多町誌 資料編四』南知多町 1995年）

3 300匁 雨乞、諸々普請、人足代入用

「表4-31 利屋村の村入用」（『南知多町誌 本文編』南知多町 1991年より抜粋）

史料の数が少ないので、雨乞い金額の変化の様子は明らかにできないが、常滑村では2両2分、須佐村では4両2分、利屋村では銀300匁が雨乞い等に使われたのである。これらの村も雨乞いに少なからずの金額をかけていることが分かる。

このように、雨乞いは幾度もかけることにより、費用が高額となることが分かった。知多郡のほとんどの村が雨乞いを行い、雨が降るまで幾度も雨乞いをかけたと考えられるので、知多郡全体として集計すれば大きな金額となることであろう。それでも雨がほしいと望む農民は、しっかりと雨乞い祈願を行ったのである。

(4) 合同でかける雨乞い

雨乞いは、1村で願いがかなわないと、いくつかの村が合同で雨乞い祈願を行う。松原村が合同で雨乞いをかけたことが分かるもっとも古い史料は、次のものである⁽²⁸⁾。

雨請錢割荷覚

高七百石 三百五十六文 岡田村

同八百石 三百九十四文 森村

同三百石 百拾七文 鍛冶屋村

同五百石 貳百四拾七文 松原村

同四百石 百九拾五文 羽根村

新金壹分

外

百文 弥宜

百文 御酒代

〆壹貫三百四拾文

百石ニ付四拾七文七分八り

辰ノ五月 (享保九年)

これによれば、辰ノ五月(享保9年・1724)には、すでに5ヶ村(岡田村・森村・鍛冶屋村・松原村・羽根村)が合同で雨乞いをかけ、その費用を村高に応じて割り付けたことが分かる。先にみたように5ヶ村に大草村が加わった6ヶ村でも合同で雨乞いをかけている。このように5ヶ村や6ヶ村で毎年のように合同で雨乞いをかける様子は「資料3」をみれば明らかである。例えば、宝暦13年(1763)の欄に「是ハ三月十三日、松原村・大草村・羽根村・鍛冶屋村・森村・岡田村、六ヶ村組合雨請割合鍛冶屋村より入用ニ遣」、明和2年(1765)の欄に「村寄雨乞諸入用」「鍛冶屋寄雨乞入用」「森村寄雨乞入用」「岡田村寄雨乞入用」、明和3年(1766)の欄に「羽根村寄雨乞諸入用」「大草村雨乞諸入用」とある。これは、先の5ヶ村に松原村の隣村の大草村が加わって合同して祈願しているのである。5ヶ村が雨乞いをかける場合、5ヶ村の中のひとつの村が中心(「触元」「座本」といった)となり、他の4ヶ村が集まって祈願を行うことを示している。5ヶ村で雨乞いがかなわないと、さらに多くの村が集まって合同で雨乞い祈願が行われる。享保9年(1724)は、早魃の年となり、田畑の被害を役所へ注進したり、早魃被害の様子を記し、そこに池水をすべて使い切ったことを注進したりしている。それに続いて、遠方ではあるが、雨乞いに効験があったとする寺へ雨乞い祈願をすることの可否を尋ねる書状が発せられている⁽²⁹⁾。

一筆致啓上候、前夏ハ別而早ニ付、切々雨請御願仕候所ニ、終ニ雨請願不相叶、当立毛ハ不及申、

身柄難成迷惑仕候、就夫かりやすか村盛願寺江雨請仕候へハ、早速雨被下候哉及承候、遠方之儀ニ御座候へハ、各申合飛脚遣し度奉存ニ付如斯申進候、燈明錢大分之義ニ而無御座候間、此上之御願候間、立願仕可然様奉存候、弥々御同心ニ被思召候ハ、明日中ニ連状ニ村々書付飛脚を以御願可申上候、御思召も御座候ハ、村々下ニ御書付被成御廻し可被下候、以上

松原村方

六月五日

大草村・北粕谷村・南粕谷村・矢田村・大光寺村・岡田村・森村・かちや村・羽根村・松原村迄
右村庄屋中 (略)

この書状は、松原村庄屋茂兵衛が、前夏早魃となったため早魃に有効とうわさされる「かりやすか村盛願寺」(中島郡茱安賀村誓願寺)へ雨乞いの祈願をすることを提案し、その可否を問うため9ヶ村の庄屋へ回状として出したものである。この書状により、すでに享保9年(1724)には、10ヶ村が合同で雨乞いをかけたことが推定できる。また、10ヶ村が合同で雨乞いをかけようとしたことが分かる次の史料がある⁽³⁰⁾。

一雨請之儀五度かけ申候、又村方ニ而あまた様江三日三夜祈願申候、少しふり、夫より拾ヶ村組合、御役所江雨請御願申候得共、御祈願之儀無御座候

これによれば、村方で雨乞い祈願がかなわない場合は、10ヶ村が合同で雨乞いをするを役所へ願ったが、許可されなかったことが分かる。この年は許可されなかったが、10ヶ村が合同で雨乞いを行ってきたことは推定できる。さらに、次のように14ヶ村で雨乞いを行っている⁽³¹⁾。

六月十四日(宝暦八年)大雨、夫方八月五日迄早損ニ而、雨請五ヶ村三度掛候而も雨無之、谷中ニ而十四ヶ村として宮山村清寛(感)寺様御頼候而、八月五日大雨被下

「谷中」とあるのは「大野谷」のことで、大野谷には、12ヶ村（北粕谷村・南粕谷村・矢田村・大興寺村・久米村・前山村・石瀬村・宮山村・小倉村・西之口村・大野村・大草村）があるので、森組より松原村ともう1村が加わったのであろう。「資料3」の文化11年(1814)の欄に「十七ヶ村寄入用小倉へ遣」とあり、この年は、森組5ヶ村と大野谷12ヶ村が合同で雨乞いをかけたのである。松原村は、1村だけで雨乞いがかなわないと5ヶ村が合同で雨乞いをかけ、それでも雨乞いがかなわないと、大野谷12ヶ村と合同し17ヶ村で雨乞いをかけたのである。

小鈴ヶ谷村も近隣の村と合同で雨乞いをかけている。元禄6年(1693)には、550文を「大谷村ニて、但シそうめん代 雨こい遣」（「小入用之帳」盛田家文書）とあり、また、元禄8年(1695)には、600文を「大谷村ニて雨こひ入用懸り」（「小役入用之帳」盛田家文書）とあり、大谷村と合同で雨乞いをかけ、費用を大谷村に支払っているのである。元禄15年(1702)には、金1分を「雨請祈念 高山（讚）寺へ」508文を「熊野へ」支払っている。「高讚寺」は、西阿野村にある天台宗の古刹である。「熊野」は、熊野村のことである。大谷村は、小鈴ヶ谷村の隣村であり、西阿野村・熊野村は、近隣の村である。すでに小鈴ヶ谷村では、元禄年代から近隣の村と合同で雨乞いをかけたのである。時代は下るが、雨乞いを合同でかけたことを示す次の史料もある⁽³²⁾。

文化四年卯四月朔日ニ熊野権現江雨乞御願申上候、御利所御座候、大雨被下忝御事ニ御座候、右御礼熊野藤太夫殿相頼、又々枳豆志中之寺方一村ニて壺人ツ、相頼、熊野権現ニて大はんにや経くり申候、四月右御礼入用之事
 一金壺両 御初穂 一金壺分 高讚寺殿へ 一錢三貫三百拾文 米代色々 一五百文 さかな代 一三百文 とふふ代 一金壺分ト九匁六分八厘 酒代 一八百三拾文 いろいろ代
 金ニ壺両式分ト九匁六分八厘 錢ニ四貫九百四拾文 此代四十一匁分六厘
 ニ金式兩壺分ト五匁八分四厘 是を八ヶ村へ割

一金壺分六匁三分 樽水村 一金壺分ト七匁五分
 阿野村 一九匁 熊野村 一金壺兩ト六匁三分 古場村 一壺匁五分 桧原村 一壺分ト六匁三分 苧谷村 一金壺分ト九匁 大谷村 一十一匁五分 小鈴ヶ谷村

これによれば、文化4年(1807)には、枳豆志組8ヶ村（樽水村・阿野村・熊野村・古場村・桧原村・苧谷村・大谷村・小鈴ヶ谷村）が合同で雨乞いをかけ、雨が降ったので御礼の祈禱を熊野藤太夫に頼み、そのほか8ヶ村より村ごとに僧侶1人が参加して大般若経を繰ったのである。8ヶ村が合同して雨乞いをかけたりお礼の祈禱を願ったりする様子がよく分かる。

寺本4ヶ村も合同で雨乞いをかけている。「六兵衛万覚書二」には次のようにある。

七月五日（嘉永元年）五ヶ村ニ而、多度大神宮様へ金七兩貳分の大願御頼申候処、小雨ニ而夫々雨降不申、又十ヶ村ニ而多度様へ七兩貳分之大願御頼申候

10ヶ村の村名については、先に述べた。このように、雨が降らないと10ヶ村が合同で多度大神宮（多度大社）へ雨乞い祈願を行ったのである。

木之山村近村の10ヶ村も合同で雨乞いをかけている⁽³³⁾。

一文政四巳六月、知多郡ハ別して大日照リニて、近村拾ヶ村申合、戸田明神雨乞願、法恩金七兩貳分、黒きへいそく下る村々祭礼、長草村ニ納

木之山村の近村10ヶ村が具体的にどの村かを知る手掛かりに欠けるので明らかに出来ないが、10ヶ村が合同で雨乞いをかけたことが分かる。

岩滑村と英比16ヶ村も、次のように合同で雨乞い祈願を行っている⁽³⁴⁾。

同年（嘉永六年）大旱魃にて五月より八月に至る百有余日一滴の雨なく、田畑の旱害甚だしく殆ど皆無に近し、依て各村神仏に雨乞するも更に効験

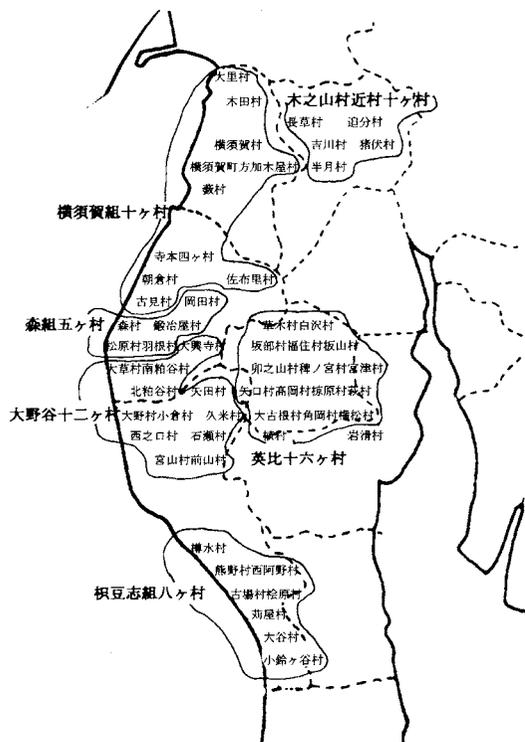


図2 知多郡で合同して雨乞いをかけた村

あることなし。是に於て英比十六ヶ村及岩滑村連合して、竜宮に雨乞を為すこととなり、角岡村平泉寺住僧七日間断食して祈願せり（旧字体は新字体に変更）

英比16ヶ村とは、白沢村・福住村・草木村・坂部村・板山村・卯之山村・稗ノ宮村・矢口村・椋原村・宮津村・高岡村・角岡村・萩村・植村・大古根村・横松村である。この16ヶ村と岩滑村が連合して雨乞いをかけたのである。雨乞いを合同でかけた村を「図2 知多郡で合同して雨乞いをかけた村」で示した。但し、この図で示すことが出来なかった地域が合同で雨乞いをかけなかった訳ではない。むしろ、このように合同で雨乞いをかけた地域が多いことは、残された地域でも合同で雨乞いをかけていたと考えたほうが正しいであろう。今後の史料探索により合同で雨乞いをかけた史料が見つかる可能性もまた高いと思われる。

(5) 雨乞いをかける寺社と龍神

雨乞いは、まずその村にある氏神にかけられる。村の氏神にかければいいは、その祀られている主神が何の神であるかは問われない。いかなる神様が祀られていても、雨乞い祈願は行われるのである。村民の期待は、氏神様が雨を降らせてくださることが第一で、その神様が何というのかはあずかり知らぬことなのである。また、村内の寺院に雨乞いを願うことも多い。この時代は神仏混淆であるので、神社へも寺院へも雨乞いをかけるのである。近世の史料に残された雨乞いを寺院にかけた村と寺院の名前をあげると次のようになる。

森組5ヶ村と大草村では、岡田村は慈雲寺、鍛冶屋村は大法寺、松原村は福寿院（上寺）・妙音院（下寺）、羽根村は稲荷様、大草村は地藏寺、森村は福田寺、である。寺本4ヶ村では、晒光庵・大祥院・葉師一山・龍蔵庵である。横須賀組10ヶ村の内、加木屋村は如意庵である。小鈴ヶ谷村は宝珠庵である。西阿野村は高讃寺である。長尾村は大日堂（現大日寺）である。大野村は松栄寺である。宮山村は清感寺である。このように、村の中の寺院にも雨乞いをかけたのである。

しかし、ある特定の神に雨乞い祈願をかける場合がある。知多郡で数多いのは、龍神・龍王・龍宮への雨乞い祈願である。松原村では、「資料3」の明和7年（1770）の欄に「りうじん（龍神）雨乞入用」、安永9年（1780）の欄に「羽根寄龍神雨乞いさみ諸入用」「龍神御礼雨乞しんかく（神楽）入用」などとあり、しばしば龍神に雨乞い祈



写真2 岡田村慈雲寺に残る雨乞いの壺
（平成22年 筆者撮影）

願をしている。なお、松原村にも森組5ヶ村にも「龍神社」はない。

生路村も、天保元年（1830）、天保4年（1833）、天保10年（1839）、嘉永5年（1852）、嘉永6年（1853）、安政2年（1855）、安政3年（1856）、文久2年（1862）に「龍神」に雨乞い祈願をしている⁽³⁵⁾。生路村にも「龍神社」はない。

長尾村は、「竜宮雨祈」を次のように行っている⁽³⁶⁾。

雨請覚

竜宮雨祈

五月十八日より七日間

一錢四百文 岩田

(以下略)

竜宮には、龍神が住むといわれているので、龍神に雨乞いをかけているのと同じ意味をもっている。長尾村にも「龍神社」はない。

「年代記」によれば、寺本4ヶ村も以下のように、「竜王様」へ雨乞い祈願を行っている。

(文政4年) (前略) 瑞雲山大祥院様十七日方七日の間雨請御頼申候、毎日四ヶ村立合中参詣仕候、扱十九日竜王様江御けちミやくなかし四ヶ村、四ヶ村役人衆若イ者大祥院様江参詣、大祥院様方浜江行、平井村弥四郎船ニ而大祥院様其外寺々一度、小根多左衛門船ニ而四ヶ村役人衆、小根平重郎船ニ而立合中四ヶ村若イ者、村々船四、五艘つゝ乗りおき江御供致、大船三艘之引船ニ而方若イ者三艘出シ申候 (後略)

龍王は龍宮に住んでいると考えられていたので、龍神に雨乞いをかけるのと同じ意味をもっている。龍は、深い海底にある龍宮に住み、雨や雲を自在に支配し、天に上るときには、雲を巻き大雨を降らせると信じられていた。こうした龍神・龍宮・龍王の信仰が雨乞い祈願に結び付いたのである。寺本4ヶ村では、龍王に雨乞い祈願のため大祥院の僧侶を頼み、海上において祈願を行ったのである。その方法は「御けちミやくなかし」で

あり、これは「御血脈流し」である。血脈というのは、「①師から弟子に法灯がうけつがれていくこと。密教・禅で重んずる②師から弟子に与えられる相承の系図」⁽³⁷⁾である。海に流しているのだから、ここでは「相承の系図」を流したのであろう。また、竜女を教化するのに血脈を与えて受戒したという竜女成仏譚が近世には広く成立している⁽³⁸⁾。大祥院は曹洞宗なので、血脈を海に流して竜女の受戒を認めるという儀式を行い、雨乞い祈願を行ったのである。寺本4ヶ村にも「龍神社」はない。先にみた松原村・生路村・長尾村にも「龍神社」はないものの、すべてが海に面した村である。あるいは、寺本4ヶ村が海に出て龍神に雨乞い祈願をしたように、これらの村でも海上で雨乞い祈願を行ったかもしれない。また、海上に出ることがなくても、海岸に出て龍神に雨乞い祈願をすることもできる。それが村内に「龍神社」がなくても龍神に雨乞いをかけることが出来た理由と考えられる。海岸に面した村が多い知多郡では、雨乞いを龍神に祈願した村も多いのである。

3. 有名神社に雨乞いをかける

(1) 伊勢国 多度大社

雨乞い祈願は、村内の寺社でかなわないと、村より遠く離れていても雨乞いに効験のあると信じられていた有名な神社にかけている。知多郡で、一番多いのは、伊勢国桑名郡にある多度大社である。現在では多度大社の別宮となっている一目連神社について「古くから地元の人々は、同神を片目の竜神であるとして『一目竜』と呼び、雨乞の神、風難除けの神として崇めてきた」⁽³⁹⁾のであり、雨乞いの神社として有名であった。また、同社が授ける黒幣は、人々から黒幣さんと親しまれ、雨乞いの御幣として知られていた。黒幣を受けても雨が降らないと、銀幣さらに金幣と受けることもできた。

多度大社に雨乞いをかけたり多度社家に奉加をしたりした史料が多く残された、小鈴ヶ谷村・松原村・寺本4ヶ村についてまとめたのが「表6 多度大社に雨乞い祈願の村」(以下「表6」とする)である。

表6 多度大社に雨乞い祈願の村

年号(西暦)	小鈴ヶ谷村			松原村			寺本四ヶ村		
	月・日	金額	記事	月・日	金額	記事	月・日	金額	記事
宝永3(1706)	6・4	200	多度禰宜						
宝永4(1707)	7・20	200	多度禰宜						
享保7(1722)	6・9	200	多度禰宜初尾						
享保8(1723)		(275)	多度・天王						
享保9(1724)		(400)	多度初尾等						
享保10(1725)		(407)	多度初尾等						
享保11(1726)		200	多度						
享保14(1729)		200	多度禰宜						
享保16(1731)		(676)	多度禰宜等						
享保18(1733)		(1095)	多度初尾等						
享保20(1735)	3・29	20	多度奉加						
元文6(1741)	6・	200	多度禰宜初尾						
寛保2(1742)		(963)	多度初尾等						
延享2(1745)	8・23	100	多度禰宜						
延享3(1746)	7・16	500	小串右衛門太夫						
延享4(1747)	7・16	500	小串右衛門太夫						
宝暦9(1759)	7・28	100	多度						
安永5(1776)				3・	150	桑名社人			
安永8(1779)	2・3	300	タト一目連等						
安永9(1780)	6・	12	タド社家壺人						
安永10(1781)	4・	212	タド社家壺人等						
天明2(1782)				2・	100	多度奉加			
天明3(1783)	6・	100	小串山城守	5・		たと祢宜人足			
天明4(1784)	6・	30	田戸社家						
天明6(1786)				11・	168	多度祢宜宿泊			
天明8(1788)				2・	100	多度大神宮初穂			
寛政3(1791)	2・	金2朱	田戸御礼						
寛政4(1792)				11・	100	多度初尾			
寛政8(1796)	1・	50	多度社家廻り						
寛政8(1796)	12・	100	多度社人廻り						
寛政9(1797)				7・	300	多度初尾			
				12・	100	多度初尾			
寛政10(1798)				8・	48	桑名社家			
寛政11(1799)	1・	100	多度社家廻り	1・	100	多度初尾			
寛政12(1800)				4・	48	多度初尾			
享和1(1801)				10・	100	多度初尾			
享和2(1802)				10・	48	多度初尾			
文化5(1808)				2・	100	多度初尾			
文化7(1808)				3・	100	多度初尾			
文化9(1812)				11・	100	多度宿泊			
文化11(1814)				9・	100	多度初尾			
文化12(1815)				10・	100	多度初尾			
				12・	200	多度初尾			
文化14(1817)							6・	7両2分	多度・黒幣
文政2(1819)	11	148	多度社家廻り						

文政4 (1821)	12・30	100	多度社家廻り						
文政6 (1823)							5・	—	多度雨乞
文政9 (1826)	11・28	100	多度社家廻り						
文政10(1827)	12・16	100	一目連社家廻り				6・	7両2分	多度雨乞
天保10(1827)							6・	7両2分	多度雨乞
弘化3 (1846)				4・10	32	多度初尾			
弘化4 (1847)				4・9	20	多度初尾			
嘉永1 (1848)							7・	7両2分	多度雨乞
嘉永4 (1851)				8・20	15	小串肥後守			
嘉永5 (1852)							6・	7両2分	多度雨乞
嘉永6 (1853)							6・	—	多度雨乞
安政2 (1855)				3・22 11・22	12 6	小串肥後守 多度初尾			
安政5 (1858)				2・7 8・22	12 1朱	平野伊予守 小串肥後守代			
安政6 (1859)				6・10	1朱	小串肥後守			
万延1 (1860)				7・13	39	小串肥後守代			
文久1 (1861)				8・7	50	小串肥後守代			
文久3 (1863)				10・4	156	小串肥後守			
元治1 (1864)				4・10	24	小串肥後守			
慶応1 (1865)				9・14 9・22	48 27	谷口加賀守 小串肥後守			
慶応2 (1866)				6・28	48	多度 谷口			

※小鈴ヶ谷村は、「資料2 雨乞い関係一覧表」(「近世知多地方の雨乞い」『日本福祉大学 子ども発達学論集 第4号』2012年)により作成

※松原村は、本稿「資料3」により作成

※寺本4ヶ村は、「文化十三年代記」「六兵衛万覚書二」により作成

※寺本4ヶ村が、多度大社に祈禱料として支払った7両2分は、最初の1回を載せた。2回・3回と重なる場合もある。

「表6」の小鈴ヶ谷村と松原村の欄に共通してみられるのは、10月から翌年の3月にかけて多度社家がしばしば廻村していることである。この時期は、雨乞いの季節ではなく、雨が降ることを願う必要性は薄い。おそらくこの時期の廻村は、10月から12月は、その年の雨乞いのお礼として、正月から3月は、その年の降雨を願って村方が社家を招いたのであろう。6月・7月の廻村は、これはもうその月に雨が少なく多度社家に雨乞い祈願を頼んだものであろう。多度社家の廻村の祈禱料は、100文が一番多い。100文というのは、大きな金額ではない。しかし、小鈴ヶ谷村は枳豆志組8ヶ村、松原村は森組5ヶ村が合同して雨乞いをかけていることは先にみた。おそらく、多度社家の廻村はこれら合同してかける村へも出かけたことであろう。そうすれば、遠く離れた知多地方へ廻村しても、十分な祈禱料を得ることが可能で

ある。多度禰宜が小鈴ヶ谷村に廻村し、200文の奉加を受け取ったのは、宝永3年(1706)のことである。小鈴ヶ谷村は、近世の半ば頃には多度大社に雨乞い祈願をかけていたことが分かる。

「六兵衛万覚書二」によれば、寺本4ヶ村を含む横須賀組10ヶ村は、次のように多度大社に雨乞い祈願をかけている。

天保拾亥五月中雨降不申、雨池水ニ而植付いたし、六月十三日迄ニ雨池不殘落切申、六月三日と拾ヶ村ニ而多度大神宮様へ七両貳歩大祈禱仕、御利生薄く又々追願貳度いたし、(後略)

このように、多度大社へ雨乞い祈禱を頼み、黒幣を授けてもらうには、7両2分が必要だったのである。一度で雨が降らないと、2度3度と多度大社へ追願をかけている。そのたびごとに7両2

分を負担することになるので、10ヶ村で割るにしても大きな支出となったのである。寺本4ヶ村や横須賀組10ヶ村がたびたび多度大社に雨乞いをかけたことは、「表6」で明らかである。生路村も、文政9年(1826)より文久4年(1864)の間に、9回の雨乞いを多度大社にかけている。知多地方では、多くの村が多度大社に雨乞い祈願を行っていたのである。

(2) 尾張国 熱田神宮

熱田神宮は、藩主から庶民一般にいたるまで、雨乞いの社として信仰を受けていたことは、すでに述べた。熱田神宮に領内の村から雨乞いをかけたことが分かる記録がある⁽⁴⁰⁾。

- ①此頃(享和二年七月廿三日)、雨なく、島多き村々、熱田宮へ祈祷もあり。
- ②十七日(文政四年五月)雨 広井村上島裏辺より下納屋・水主町辺迄より、熱田へ雨乞かかる。馬数十五疋、人数[]余之由。先へ箱祓持行、正面に広井の里、横に嘉穀かこくじゆくぜん熟然と書たり。次にあまがへるの作り物を釣行、次に馬三疋祓宜町八切新屋敷だし一様二階笠へりに霞の丈長を付る先馬には雨蛙を乗す。跡より、はだか馬数多なり。近世に珍敷事也。惣じて今年は、熱田へかける馬多し。小牧辺の村々、高田寺村等、五ヶ所よりの馬、本町を通行す。又昨十六日には、上米野・中野・高畑・大秋・中嶋等より馬を献ず。各、諷ひ馬なり。二階笠・雨蛙のだし有。

但し、前夜より、此日雨降たれば、直に礼馬を兼ると言

①では、7月23日頃になっても雨が少なく、島(畑)が多い村々が熱田神宮へ雨乞い祈願をしたことを伝えている。早魃は、水田へも大きな被害を与えるが、河川や溜池などの利用により防ぐことができ、また米の収穫を第一と考えるのでここに用水が使われ、島は二の次となり早魃の被害を受けやすくなる。したがって島が多い村々は積極的に雨乞い祈願を行ったのである。

②の文政4年(1821)は、「資料2」の同年に「長尾村・四回の雨乞い」「森組五ヶ村・雨乞たびたび

「木ノ山村・近村拾ヶ村申合、戸田明神雨乞願」とあるように、知多地方も大きな早魃の年であった。広井村(愛知郡)は「一広井村と道法 熱田へ壺里半」(「寛文村々覚書」という熱田神宮に近い村である。したがって御馬塔を曳くにも都合のよい位置にあった。そして今年は熱田神宮に御馬塔を曳く村が多く、小牧辺(春日井郡)の村々や高田寺村(春日井郡)など5ヶ所より曳いた御馬塔が本町を通行した。又、昨日は上米野(愛知郡)・中野村(愛知郡)・高畑村(愛知郡)・大秋村(愛知郡)・中嶋村(愛知郡)が熱田神宮に献馬をして雨乞いを願ったのである。このように熱田神宮への雨乞いは、御馬塔の献馬の行事が伴ったのである。

知多地方でも熱田神宮に雨乞い祈願をかける村がある。松原村では、数は多くないが、「資料3」には、明和7年(1770)に「あつた(熱田)様雨乞入用 600文」「あつた(熱田)様雨乞入用御馬頭若イ者遣 500文」「あつた(熱田)様雨乞御礼御馬頭入用 850文」とあり、文政9年(1826)に「熱田雨乞代参船賃 220文」とあり、安政2年(1855)に「あつた(熱田)礼片組へ五百文ツ、べ壺貫文遣」とあり、熱田神宮に雨乞い祈願を行ったことを記している。とくに、明和7年(1770)の早魃の被害が甚大な年は、熱田神宮へ御馬塔を若イ者が曳いていることが目を引く。先にみたように熱田神宮への雨乞いは御馬塔を曳くので松原村も同様に行ったことが分かる。生路村も、文政9年(1826)より文久4年(1864)の間に、6回の雨乞いを熱田神宮にかけている⁽⁴¹⁾。横須賀組10ヶ村も文政6年(1823)に「熱田雨の宮様江十ヶ村ニ雨乞御頼」と熱田神宮の雨の宮に雨乞い祈願を行っている⁽⁴²⁾。熱田神宮へは、多度大社ほどではないが、知多郡のいくつかの村が雨乞いをかけていたことが分かる。

(3) 三河国 猿投神社

知多郡では、三河国猿投神社へも雨乞いをかける村がある。生路村は、文政9年(1826)より文久4年(1864)の間に20回もの雨乞いを猿投神社へかけている⁽⁴³⁾。生路村は、猿投神社へ初穂料

も納めている⁽⁴⁴⁾。

覚

一 金百疋

右者請雨為御初穂被献之慥ニ致神納候、以上
猿投山

卯八月十九日（安政二年） 光明院

役人 印

尾州知多郡

生路村

庄屋御中

生路村は、雨乞いをかけることのみでなく、初穂料を納めて猿投神社との関係を深めているのである。「六兵衛万覚書二」によれば、横須賀組10ヶ村も猿投神社に雨乞いをかけている。

（前略）兎角雨大降不申、又々三州猿投大明神へ三両ニ而大祈祷仕候（後略）

猿投神社へ祈祷料3両を納めて雨乞い祈願をしていることがわかる。長尾村も猿投神社へ雨乞いをかけている⁽⁴⁵⁾。

雨乞覚

（前略）

八月七日より十四日迄

猿投大明神雨祈

一銭五百文 岩田

一米五升 御供

五百文

一酒五升 神酒

七百五十文

一四十文 竹四本

一廿八文 紙半紙

酒ばん

一五分 勘助

同

一金三分ト四分九厘 喜八

酒四斗壹升七合

一金壹分 猿投神主

一金壹分 御札



写真3 猿投神社（平成23年 筆者撮影）

一百六十四文 市兵衛

ばせうろう廿本

一四十六文 同人

丁ちん式ツ 針苧

メ式貫三拾四文

コノ拾九匁八厘

式口メ金壹兩式分ト六匁三分二厘

猿投神社へ雨乞いをかけると同時に村方でも雨乞いを行っている。「岩田」は、長尾村の氏神「武雄神社」の神主「岩田氏」のことである。武雄神社に供米として米5升（500文）、神酒として酒5升（750文）を納めている。竹4本は神主が雨乞い儀式を行うため四方に立てる竹であり、紙半紙は、竹と竹の間になわを張り、それに紙垂かみしでをはさみ下げるためにもちいる半紙である。ばせうろうや提灯は、夜間も祈祷が行われたことを示している。猿投神社へは、神主に金1分、御札おみだを受けたので金1分を納めたのである。

(4) 美濃国 洲原神社

松原村と森組5ヶ村を含む、大野谷の9ヶ村の村が、享保年代に中島郡荻安賀村誓願寺へ雨乞い祈願をかけたことは先にみた。この享保年代以後は誓願寺への雨乞いは行われなくなる。幕末になると松原村を含む森組5ヶ村は美濃国洲原神社へ雨乞いをかけている。知多郡で洲原神社へ雨乞いをかけたというのは、管見の範囲では初めてのことなので、少し詳しくみていくことにする。まず

洲原神社であるが、「山間を縫って南流する長良川が濃尾平野に近づくところ、前面を淵に洗われる社叢のなかに鎮座する。社地の西側に位置する鶴形山には、かつて奥の院として八社があった」とあり、また、雨乞い祈願については、「当社には『お洲原まいり』と称する信仰がある。これは五穀豊穡を祈願するもので、当社の蔭土を田畑に播くと作物の病虫害を除くことができるとされてきた。また、早魃時の雨乞祈願（世襲の神職横道家が執行）も盛んに行われ、近年（昭和）では各務郡（現各務原市）からの例も見られるが、規模の大きいものは『吉田踊り』（現関市）で、二百人を超す人数の雨乞行列が郡上街道を当社へ向かって北上したこともある⁽⁴⁶⁾とあるように、雨乞い祈願にも名高い神社であったことがわかる。松原村に洲原の名が初めて見えるのは、「資料3」の明和9年（1770）の欄に「10月 す（洲）原祢宜えほし（鳥帽子）奉加 500文」「同 す（洲）原祢宜 400文」とある。また、寛政5年（1793）の欄に「す（洲）原社人継目奉加」とある。松原村と洲原神社の関係が断続的にあったことが分かる。また、森組5ヶ村とも、次のように関係している⁽⁴⁷⁾。

（万延元年七月十三日）

- 一 三十九文 洲原明神
日永社祭りニ付、五ヶ村受之割

これは、松原村が39文を洲原明神（神社）へ納めたことを示している。「五ヶ村受之割」とあるので、平等に負担したとすれば195文を5ヶ村で納めたことになる。続いて翌年には、洲原神社に雨乞い祈願したことを示す次の史料がある⁽⁴⁸⁾。

（文久元年六月廿二日）

- 一 貳両 祈禱料 洲原江祈願料貳両 日雇代
貳分 外ニ森五壺人、是又貳分森村五
- 一 貳分 日雇代
ニ貳両貳分
（七月）

洲原大神宮雨乞一件

- 一 前ニ記置候通り
- 一 金貳両 祈願料
- 一 同壺両 森・松原五日雇
- 一 同壺両壺分 雨ヲ貰候御礼金
- 一 貳分 松原・兵左衛門御礼代参日雇
ニ四両三分
百石ニ付十匁五分六厘ツ、

この年は、洲原神社まで代参（松原1人・森村1人）を出して雨乞い祈願を行っている。松原村の兵左衛門は、組頭である。下用敷にはめずらしく、「洲原大神宮雨乞一件」としてまとめて記されている。代参費用は、祈禱料・日雇料（旅費）・お礼金などを合わせて4両3分がかかったのである。ここでも雨乞い祈願に多額の支出をしているのである。翌年も洲原神社に雨乞いをかけている⁽⁴⁹⁾。

（文久二年）

六月十四日 雨乞二度目

- 一 参会 弾右衛門行 松原触本
洲原へ祈願
翌早朝兵左衛門ニ森五壺人
右割合三拾三匁二分五厘
（十三日）
- 一 廿壺文 洲原行 手紙杉原水引
（十五日～十七日）
- 一 洲原行 森壺人・兵左衛門 ニ貳人
六月十五日出立
十七日森へ御迎ニ行、はやし方なし
同夜両若へ囃子申付、夫故当ばん（晩）
はやし致し候



写真4 洲原神社（平成23年 筆者撮影）

- 一 白米五合 洲原之宮御洗米用ヒ
洲原へ沙汰之節為持
- 一 壹両
右之節日雇代
- 一 貳分
六月廿一日 兵左衛門壹人発足
六月廿七日夜
- 一 貳分 兵左衛門日雇代
六月廿七日
- 一 三度目雨乞参会
羽根番、弾右衛門行
此時又々洲原之宮へ極り、五ヶ村お壹人ツ、
参詣之節、松原村ハ兵左衛門ヲ以兼帶ニ而、
別之参詣人なし、此時わり合ハなし
洲原雨請ニ付
- 一 六月廿一日 兵左衛門ヲ以沙汰之時、壹両為持
右之節日雇貳分遣し
〆貳両也 六月より足（利息）付筈
右之割合
七月九日五ヶ村参会、わり合惣入用ニ入
百石目ニ貳拾八匁三分貳厘ツ、
- 一 百四拾壹匁六分 松原分
右九日わり合之節、割合書付遣し
- 一 五十八文 洲原行、三百文 五ヶ村割合分、
鍛冶屋村へさし出ス

洲原神社への雨乞いは、昨年と同様、松原村兵左衛門と森村1人が代参している。6月15日に
出立し、同17日昼頃に帰村している。この出迎
えにはお囃子はなかった。しかし、夜には、松原
村の両若（上松原と本郷の若者）へお囃子を申し付け
ている。やはり、洲原神社は松原村から遠路であ
り、2泊3日を要している。決してのんびりとし
た旅ではないのである。無事に雨乞い祈願の役割
を果たした兵左衛門に対して、村方はお囃子を奏
してねぎらったのである。

次の年、文久3年（1863）は、洲原神社の御
師が村方を訪ねている⁽⁵⁰⁾。

（文久三年四月六日）

- 一 百廿四文 洲原御師 主従貳人 支度

文久元年（1861）・文久2年（1862）と、大
きな祈禱を洲原神社にかけたことにより、森組
5ヶ村とつながりができ、洲原御師主従2人が松
原村を訪問したのである。支度というのは、食事
を振る舞うことで、洲原御師をねぎらったのであ
ろう。しかし、この年は洲原神社へは雨乞いを
かけず、多度大社へ祈願している。翌元治元年
（1864）にも洲原神社へ雨乞いをかけている⁽⁵¹⁾。

（元治元年七月一日）

七月

朔日

- 一 再雨乞参会

座本羽根、森種八寄り、永吉行

洲原へ祈禱

但し多度と両方へくじ入、洲原へ落

行て、鍛冶屋徳左衛門 森お壹人

祈禱料三両之申合、壹両右兩人日雇

〆四両分

荒割 貳分貳朱 羽根

（右上挿入）「四日ニ着之節森浜迄若イ者向ヒ之筈」

貳分貳朱 鍛冶屋

壹両 岡田

壹両 森

三分 松原

〆

右三分永吉取替

追而礼金壹両持参之筈、此行てくじ落ニて松原・
森行筈、此金子ハ追而之わり合之筈（後略）

七月十二日寄

- 一 雨乞相談 触本岡田、忠兵衛行、横須賀戻り茂
兵衛立寄

（右上挿入）「村境迄囃子方ニて喜兵衛御向御座候、村役人ハ
日長境内迄」

洲原江追願 請方ニ忠兵衛方倉之助 鍛冶屋
平左衛門

十二日晚 山伊屋舟ニ而宮迄相越、夫お上陸、

十三日宿之積

十五日寄宿之節引合

（後筆挿入）「是ハ十五日願屋ニ相越」

先両度之参会并先洲原御向之節入用共、五ツ割、

壱村ニ金子貳両ツ、

十二日

一 貳分 忠兵衛取替

御祈祷料兩度分、其外日雇賃船賃ハ八兩余 百石
付十九匁三厘ツ、

十八日夜中ハ明方大雨御座候

一 洲原宮雨乞御礼 御出迎ニハ岡田方

七月廿日 但し村々ニ而納

馬塔番之キ (義) ハ 番ハ下若之由 (後略)

(八月)

十四日ニ為持

一 十六匁六分六厘 五ヶ村割之分 洲原御礼金

右参詣人日雇

右ハ貳両礼金并兩人御礼ニ参詣 此壱両

ハ三兩之積り存居候処、岡田村御聞取違ニテ、

壱両礼金、貳分壱人参詣日雇

ハ壱両貳分 此方存寄方ハ半減ニ而候

右高割 百石目ニ付 三匁三分三厘三毛之出銀也

この年は、多度大社と洲原神社が雨乞いの候補となり、籤引きで洲原神社が選ばれたことが分かる。洲原神社への代参は、船で宮(熱田)まで行き、そこから洲原神社を目指したことが分かる。ここでも2泊3日の旅程であった。祈願のかいがあったか、18日の夜から夜明けにかけて大雨が降り、御礼に金1両を洲原神社に納めている。日雇(旅費)には、金2分を支出した。

慶応元年(1865)には、また洲原御師が松原村を訪問している⁽⁵²⁾。

(慶応元年九月廿日)

一 九十三文 洲原御師、村中配札之上、昼支度代

慶応元年(1865)は、雨が順調に降ったのか雨乞いはかけていない。9月20日に、洲原御師が訪問し、御札を配った。おそらく御札は、村中に配ったと考えられるので、洲原御師はいくらかの料金を手に入れることができたのであろう。また、村方で93文の昼支度で遠路を訪問した御師をねぎらったのである。

洲原神社は、松原村からはかなり遠方にある。

また祈祷料も両単位の高額を納めている。ここへの祈願は、森組5ヶ村が合同してかけている。雨乞い祈願は、かなうとなれば、遠くの神社へ詣でることは勿論、高額な祈祷料を納めても行っていたことが分かる。

4. 雨乞いに伴う芸能・行事

雨乞いには、いろいろな芸能や行事が行われる。知多郡で行われた雨乞いに伴ういろいろな芸能や行事をみていくことにする。

(1) お囃子^{いさみ}(勇)

お祭りには、笛や太鼓などでにぎやかに演奏するお囃子がある。知多郡では、とくに小太鼓に合わせて大太鼓を打ち込み、周りを笛で演奏するお囃子を「いさみ(勇・諫という文字が当てられる場合もある)」と呼んでいた。

松原村では、雨乞いにはしばしば「いさみ」を行っている。「資料3」の宝暦13年(1763)の欄に「太神宮様江雨請之節村方ニ而いさみ諸入用」「雨請御礼秋葉様ニ而いさみ諸入用」、明和2年(1765)の欄に「雨乞秋葉社江いさみ諸入用」明和3年(1766)の欄に「いさみ相談寄り」明和5年(1768)の欄に「羽根・大草両村寄雨乞、いさみ酒付」安永7年(1778)の欄に「右雨乞いさみ酒代貳斗五升」「右雨乞いさみ御祈念之時両寺へ遣」などがある。「資料3」には、毎年のごとくたくさんの「いさみ」の文字を見つけることができる。松原村では、雨乞いのたびごとに「いさみ」を行っていたことではない。森組5ヶ村は、いうまでもなく、大野谷12ヶ村が行っていたと考えられる。なぜなら、これらの村々は、現在もお祭りは盛んに行われ、笛と大太鼓などでお囃子をしているからである。これらの村々のお祭りは、近世には行われていたので、まず雨乞い祈願や、雨が降ったお礼には、「いさみ」が行われたと考えられる。「いさみ」を行うのは、村の若者(「若者」「若イ者」「若衆」など)である。若者が行うのであるから、酒は付き物で相当の量のお酒を消費し、多額の金額を当てている。小鈴ヶ谷村も文政元年(1818)



写真5 山車の前でいさみの奉納
(平成22年 大野祭り 筆者撮影)

に「雨乞御礼 いさみ 寺遣ス 同 宮太夫遣ス」文政9年(1826)に「大野松栄寺雨乞中いさみ御初尾遣ス」とあり、雨乞いにいさみを行っていたことが分かる⁽⁵³⁾。

長尾村では、次のように雨乞いにいさみを行っている⁽⁵⁴⁾。

覚

五月十八日

一竜宮雨祈

青銅拾疋

御供米壺升

同

一廿一日 中諫

右同断

同

一廿四日 満願

右同断

同

一廿六日 御礼

(以下略)

竜宮の雨祈は、5月18日に始まり24日に満願を迎えている。その中日の21日にいさみ(諫)を行っている。この「覚」には、その後6月25日から29日、7月15日から19日、8月7日から11日に雨乞いが行われ、その中日にいずれもいさみが行われている。長尾村も雨乞いにいさみ

を行っていたことが分かる。

乙川村は、本郷(乙川村)と枝郷(平地村・向山村・飯森村・向新村)から構成されていた。それぞれの村は、雨乞いに次のようにいさみを行っていた⁽⁵⁵⁾。

獅子入組之儀ニ付組々江尋問之事

一向山獅子之儀は中組獅子古獅子ニ而全体祭礼獅子与申説も有之候得共緞令祭礼獅子ニ而も先年本郷ニ獅子無之以前向山ニ獅子有之故御遷宮并雨請諫其外御神事等之節々本郷ヲ御招請以來相勤来候処其後中組ニ獅子出来以来二頭を以相勤来候様子ニ相見へ申候夫々数拾年之後南組北組両組ニ獅子出来夫々数年之後新井ニ獅子飯森ニ拍子(中略)以来獅子五頭打拍子一組平地新田獅子一頭都合七組ニ而相来候(中略)神明宮雨請御礼諫之節(後略)

(中略)

一雨乞中夜諫之儀ハ不抱順番ニ組々勝手次第ニ舞下り引取可被申事

(後略)

乙川村の本郷及び枝郷4ヶ村は、合同で雨乞いをかけ、いさみ(諫)や獅子舞を行っていたのである(獅子舞については後述)。飯森は「拍子」「打拍子」を行ったとあるので、雅楽の舞を舞ったのかもしれない。いさみは「夜諫」とあるので夜に行われることもあったことが分かる。

「六兵衛万覚書二」によれば、寺本4ヶ村も、次のようにお囃子を演奏している。

(嘉永五年六月)(前略)夫より十ヶ村わかれ村々ニ而雨乞御頼申候、当村者法海寺薬師竜宮様へ御頼候処、法海寺一山方毎日浜供養場ニ而小家をかけ大般若御座候、四ヶ村若イ衆法海寺一山方御供仕大勢打囃子参り候(後略)

寺本4ヶ村の若イ衆が、法海寺一山の僧侶が浜辺にある供養場に小家をかけ大般若経を繰って雨乞い祈願をしているので、そのお供として大勢が打囃子をして雨乞い祈願に参加したのである。現

在の打囃子（勇）は、大太鼓を下におろして固定して打つ場合と、背に担いでその場で打ったり歩きながら打ったりする場合とがある。「参り候」とあるので、大勢が大太鼓を担いだ若イ衆を先頭に歩きながらお囃子を演奏して供養場へやってきたのかもしれない。にぎやかに雨乞いをする様子が浮かんでくる。

(2) 神楽

松原村は、享保9年（1724）にひどい早魃になり、田畑に大きな被害があり、刈安賀村聖願寺へ雨乞い祈願をすることの可否を9ヶ村庄屋宛の書状に認めていることは先にみた。それに続いて、次の史料がある⁽⁵⁶⁾。

一 貳百文 神子神楽銭

内

六拾八文 岡田村

七拾七文 森村

四拾八文 松原村

右森村大明神へ奉願節、龍神神楽代如此割付仕候、此状御添被成森村へ御届ケ可被成候

六月

松原村方

右村庄屋衆中

これは、岡田・森・松原の3ヶ村が森村大明神へ雨乞いをかけた。その折龍神に神楽を上げ、その費用として「神子神楽銭200文」が森村へ支払われたのである。すでに享保9年（1724）には、



写真6 日長神社の祭りで神楽の奉納
(平成25年 筆者撮影)

雨乞いに神楽が舞われたことを示している。

松原村の神楽は、「資料3」には、「しんかく」と書かれ明和3年（1766）の欄に「天王様江雨乞御礼しんかく諸入用」とある。「天王様」は、大草村の「天王社（現津島社）」のことであり、大草村の天王社で行われた神楽に松原村も加わったと考えられる。神楽を舞うのは巫女であるが、舞の演奏は若イ衆が行うのであるから、費用も2貫300文を支出したのである。安永3年（1774）の欄に「雨乞しんかく之ときいろいろ代18文」、安永4年（1775）の欄に「雨乞しんかく入用12文」など少額の支出を記している個所がある。あるいは、これは舞を舞う巫女にあてられたのかもしれない。「資料3」には「しんかく」という項目がしばしば出てくる。これは、雨乞いが村の氏神でかけられる場合や森組の氏神でかけられる場合に、神楽が行われたことを示していると考えられる。森組5ヶ村の神社で神楽が行われたのであろう。

寺本4ヶ村のうち、中島村の雨乞いの様子を読んだ俳句がある⁽⁵⁷⁾。

雨乞いや向ふの里もたく篝り

雨乞いや神楽すまして帰る祢宜

雨乞いは、三日三晩とか七日七晩とかにかけられ、夜も行われる。松原村・小鈴ヶ谷村・長尾村の「下用帳」に、雨乞いに「あぶら・ろうそく・提灯」などの費用がしばしば記されており、夜の祈禱をうかがわせている。中島村も夜に雨乞いをしているようで、自分の村も「向ふの里」も篝を炊いていたのである。次の俳句には、雨乞い祈禱を行った祢宜が「神楽をすまして」帰っていく様子を句にしている。祢宜は、神楽を舞わないので、若イ衆が演奏し巫女が神楽を舞ったのであろう。

このように、知多郡の村は、雨乞い祈願にいさみを行った村が数多くあり、中には神楽を舞った村があったのである。

(3) 獅子舞

知多郡の村の中には、雨乞い祈願や雨が降った礼に獅子舞を舞う村があった。「年代記」によれば、

寺本4ヶ村は、次のように獅子舞を舞って雨乞い祈願がなかった御礼としている。

(文政元年)

九月朔日惣社に御礼猪ニ而御礼仕管にて御座候、
薬師ニ而そろい打込ニ致、薬師ニ而者小根之獅子舞
申候、栖光庵ニ而者中島村獅子舞、神明宮ニ而者廻
間村獅子舞申候、八幡宮ニ而者堀之内村獅子舞、
天王ニ而者杉山獅子舞、地藏ニ而平井村獅子舞申候、
扱地藏様ニ而四ヶ村で獅子式番舞等ニ相なり、若
イ者頭役人衆之前ニ而くじ引、其時平井村・中島
村両村江くじ取獅子舞致候

この記述の前に8月10日から14日、同22日
から26日の2度雨乞いをかけ、それぞれの祈願
の後に雨が降ったとある。それで寺本4ヶ村が御
礼の獅子舞を舞ったのである。その日は、まず「薬
師ニ而そろい打込ニ致」とある。薬師というのは、
法海寺一山のことで、現在の薬王山法海寺・同大
乗院・同吉祥院・同常光院から成っていた。法海
寺の創建は古く、「天智天皇即位七年(668)新
羅国明信王の太子道行上人が開祖、勸尊和尚を開
山とする」(『知多市誌 本文編』)という伝承を
もっている。近辺では「お薬師さん」と呼び親し
まれている。境内も広く、年を経た大楠が参道の
両脇にそびえている。そこで「そろい打込」をし



写真7 だんつく獅子舞

(平成22年 藤江神社の祭りにて 筆者撮影)

たということは、おそらく寺本4ヶ村の若イ衆が
「そろい」、笛と太鼓の打込みを行ったのであろう。
勿論、見物人も多く集まったと考えられるので相
当な賑わいであったであろう。その後、6ヶ所に
分かれ、薬師では小根(中島村の枝郷)の獅子舞、
栖光庵(平井村にある)では中島村の獅子舞、神
明宮(中島村小根にある)では廻間村の獅子舞、
八幡宮(寺本4ヶ村の惣社)では堀之内村の獅子
舞、天王(堀之内村にある)では杉山(平井村の
枝郷)の獅子舞、地藏(龍蔵庵のこと、中島村
中小根にある)では平井村の獅子舞が舞われた。さ
らに、地藏様に4ヶ村の若イ者が集まり、その代
表の若イ者頭が役人(村役人)の前で籤を引き、平
井村と中島村が取り(当り)、獅子舞を舞ったので
ある。地藏様は、近世では、龍蔵庵と言ひ、現在は、
龍蔵寺となっている。本尊が地藏菩薩であるので、
こう呼ばれたのである。境内は、さほど広いとは
言えないが、獅子舞を舞い、人々が見物すること
はできる。文政4年(1821)には、「八幡宮様江
熱田雨の宮五月廿二日と七日の間雨乞、廿五日中
日四ヶ村若イ者馬と獅子持参詣仕候」、弘化5年
(1848)には、「中日ニ者村中一度ニ大念仏満願ニ付、
四ヶ村獅子薬師前ニ而八月十二日ニまわし」、とあ
り、4ヶ村が雨乞い祈願や御礼に獅子舞を舞った
ことが分かる。生路村も雨乞いの御礼に獅子舞を
舞っている⁽⁵⁸⁾。

(前略)

嘉永五子年雨浚 二百十日七月十七日

氏神様江 五月廿八日と六月五日迄七日

四日・五日あめふる

猿枝(投) 山江 六月七日と十三日迄

九日ニあめふる、十四日ニ御れい、しし・うま二ツ

同十四日と十八日迄

猿枝(投) 山大智院 六月十九日と廿五日迄

猿枝(投) 山廿一日ニ夜あめふる

龍神様江 六月廿六日と七月三日迄七日雨浚

七月二日ニあめふる、同月三日夜ふる

五日ニ御れい しし・うま四ツまつり

(後略)

生路村では、嘉永5年(1852)に2度にわたり、雨乞いの「御れい(礼)」に「しし・うま」を出している。「うま」については後述)「しし」は「獅子」であり、こう記述するからには、獅子舞が舞われたのであろう。なお、「しし・うま」は、その後、嘉永6年(1853)2度、嘉永7年(1854)1度、嘉永8年(安政2年・1855)2度、万延2年(1860)3度、文久2年(1862)4度、文久3年(1863)2度、文久4年(1864)2度、と出されている。いかに雨乞いの御礼に獅子舞が数多く舞われたかが分かるのである。

生路村の隣村である藤江村には、「だんつく獅子舞(八ツ頭^{がしろ})」が舞われている。「だんつく獅子舞」の起源は古く、定かではないが寛文8年(1668)知多郡横根村より伝わったとの伝承をもっている。また、古い獅子面には享保7年(1722)の修理銘があるので、この頃には獅子舞が舞われたと考えられる。「だんつく獅子舞」は、「古来、この行事は雨を呼ぶとされ、早魃の雨乞い祈願のためにもよく行われた」のであり、雨乞いにも舞われたのである⁽⁵⁹⁾。

緒川村も雨乞いに獅子舞を舞っている⁽⁶⁰⁾。

乍恐奉願上候御事

日照引続候ニ付、為雨乞村方氏神森エ熱田宮御祓相迎 明後十二日夜笛太鼓にて提灯相持獅子舞仕并笹馬差出いさめ仕度奉願上候、右之通御聞濟被下置候ハハ難有仕合可奉度候以上

緒川村庄屋

利兵衛

(天保十年) 亥六月十日

鳴海

御陣屋

緒川村では、天保10年(1839)の早魃に際して、熱田雨宮の御祓を迎え、6月12日の夜に笛太鼓でいさみを行い、獅子舞と笹馬を奉納する願書を鳴海陣屋へ出したのである。緒川村も雨乞いに獅子舞を舞っていたことが分かる。また、東浦町には、もとは獅子頭を安置するための屋形が発展し、宮殿風の豪華な屋形になったのであるが、現在も残されている。屋形は、森岡(2基)・緒川(3基)・

石浜(1基)・生路(2基)・藤江(2基)があり、現在も祭礼に出されている。森岡は村木村と言ったが、他の地区はそれぞれ近世では村であった。これらの屋形は、最近造られた森岡を除き江戸時代の後期に造られたと推定されている。こうした屋形が残されている村は、まず獅子舞が行われていたと考えられ、生路村や緒川村が行ったように雨乞いに獅子舞が舞われた可能性を含んでいる⁽⁶¹⁾。

乙川村の本郷と枝郷3ヶ村が、獅子舞を雨乞いや祭りに舞っていたことは先にみた。それによれば、獅子舞はまず枝郷の向山に伝わり、その後、本郷(乙川村)の中組・南組・北組に伝わり、さらに枝郷の新井・平地新田に伝わっている。雨乞いや祭りには、この6頭の獅子舞と飯森の打拍子に加わっていた。

さらに乙川村と枝郷は、氏神で雨乞いかなわないと遠方の神社に雨乞い祈願を行った。その祈願の勧請の使者を出迎えるため次のように行列を組み獅子舞を舞っている⁽⁶²⁾。

一雨乞立願ニ付、遠方尊神御勧請御出迎ひ之節、道行列順之儀、先中組御案内先達として、夫方平地向山南北新井飯森与可被致行列候、且又獅子舞順之儀は先平地与舞始、夫方山新井飯森南北、尤中組之儀は舞留与相心得(後略)

これによれば使者を出迎えるための行列の順番は定められていること、又獅子舞の舞う順番も定められていること、一番花形となる「舞留」は、本郷の中組であることなどが定められていることなどが分かる。なお、舞順や舞留は他の史料では異なっており、いつも悶着を起していた。いずれにせよ、雨乞いには獅子舞が本郷乙川村と枝郷3ヶ村で行われていたのである。

獅子舞は、近世では知多郡で数多くの村で舞われていた⁽⁶³⁾。知多郡のほとんどの村で雨乞い祈願を行っていたことを考えると、獅子舞が舞われていた村では雨乞いの祈願や御礼などに獅子舞を舞っていたと考えられる。

上には出てこないが、知多半島で現在獅子舞を舞っている代表的な地域を上げると、半田市成岩

の「大獅子舞・小獅子の舞」、同板山の「獅子神楽等」、知多市朝倉の「梯子獅子」、常滑市小鈴ヶ谷や古場の「神楽獅子等」、美浜町古布の「獅子歌舞伎等」がある。これらの獅子舞の起源は、明らかでないが、少なくとも近世には舞われていたと考えられるので、雨乞いにも舞われた可能性が考えられる。

(4) 御馬塔

御馬塔は神仏に捧げる献馬の行事で、オマント・オマントウと呼ばれ、馬に標具（だし）を着け馬体を豪華に飾り、引き回して楽しむことを目的とする飾り御馬塔と、軽く飾った馬を駆けさせ競うことを目的とする走り御馬塔とがあった。御馬塔は、近世には広く尾張・三河・美濃で行われていた。先に雨乞いの神社で名高かった猿投神社の祭りには、最盛期に尾張・三河・美濃より十三合宿^{かしく}186ヶ村が御馬塔を曳いて集まったという⁽⁶⁴⁾。また、熱田神宮には5月5日の節句に熱田町や近辺の村から数多くの御馬塔が曳かれ賑わった⁽⁶⁵⁾。尾張四観音の御馬之塔については、先に述べた。このように尾張では御馬塔が数多くの村で曳かれていたことが分かる。知多郡も雨乞い祈願や雨が降った御礼に神仏に献馬する御馬塔が広く行われていた。以下、知多郡の御馬塔について述べる。

① 松原村と森組5ヶ村の御馬塔

森村の祭礼について、「寛文村々覚書」に、次のようにある⁽⁶⁶⁾。

一 大明神 当村祢宜 喜太夫
社内 三町五反歩 前々除
右祭礼ハ毎歳五月五日ニ鍛冶屋村・松原村・当村より馬出ス。

鍛冶屋村・松原村・森村の3ヶ村は、森村の氏神である大明神（現日長神社）の祭礼に「馬」を出している。日長神社は、日長天神・江文大明神・日永天神などと言われ、3ヶ村の惣社となっていた。「馬」は、当然「御馬塔」であり、現在も同社の祭礼に4頭の馬が曳き出されている。御馬塔が何時から雨乞いに奉納されるようになった



写真8 日長神社の祭りに御馬之塔の奉納
(平成25年 筆者撮影)

かは明らかに出来ないが、尾張藩では、享保7年（1722）に御馬塔に関する簡略の触れを出し、その中で「右之趣雨乞馬ニ至迄」この触れを守ることを命じている⁽⁶⁷⁾。この触れは、知多郡にも触れられたとみえ、享保11年（1726）の触に「一毎年当月十八日馬之塔出候儀、雨乞馬共ニ去寅ノ五月、追々相触候通弥急度相守」（「享保九年 御触留」小島家文書）とある。少なくとも享保年代の頃には、尾張領内では雨乞いに御馬塔が出されていたことが分かる。寛文年代には御馬塔を祭りに曳いていた3ヶ村は、おそらくこの享保年代には雨乞いにも御馬塔を曳いたと考えられる。これより少し時代は下るが、延享4年（1747）の次の史料がある⁽⁶⁸⁾。

四月廿二日

御馬頭入用

五十四文 平八

(中略)

一 廿七文 大豆代 源六
一 廿七文 同 茂兵衛
一 百文 酒代 加次平
一 三十文 竹代 作右衛門

(中略)

一 口取 平左衛門
馬付 万右衛門・定助・徳右衛門
壱人ニ付、米五合ツ、

森村の祭りは、さきほど見たように5月5日であることから、4月22日は、雨乞いの御馬塔を曳いたと考えられる。同年7月には、田畑の旱魃の様子を役所へ注進している。そして、この史料の少し後に次の史料がある⁽⁶⁹⁾。

雨請之御馬

孫左衛門・新八・万右衛門・弥三八・小七・政治郎

右之通

ふえふき

新四郎・清四郎・円四郎

たいこ打

源四郎

7月に旱魃被害の注進をしていることから、この前後に雨乞いが行われ御馬塔が曳かれたのである。さらに「ふえふき(笛吹き)三人」と「たいこ

(太鼓)打一人」の名前が記されている。これは、御馬塔が曳き出されたときには、いさみが行われたことを示している。御馬塔は、曳くのに5人の若者が、笛を吹くのに3人の若者が、太鼓を打つのに1人の若者が参加しているのである。これに村役人や見物の村人が参加するのであるから賑やかな雨乞い祭りとなったことであろう。

松原村の御馬塔を曳いた年と村を一覧表にした「表7」によれば、宝暦13年(1763)から文久元年(1861)の間に、御馬塔を出した年は35年を数える。これは、ほぼ3年に1回の割合で御馬塔を出したことになる。御馬塔は5ヶ村(あるいは6ヶ村)が合同で曳いている。集まる村は、順番が決まっていたであろうが、この表からは明らかにできない。しかし、1年に複数の村へ曳いているので、こういう年は雨が少なく幾度も雨乞いをかけ、そのたびに御馬塔を曳いたと考えられる。

表7 松原村の御馬塔一覧

年号(西暦)	松原村	森村	鍛冶屋村	岡田村	羽根村	大草村	その他	総金額
宝暦13(1763)			○					2,685
明和2(1765)	○							1,689
明和4(1767)				○				600
明和7(1770)							熱田○	1,350
安永3(1774)	○							500
安永6(1777)	○							3,960
安永7(1778)	○	○			○			6,724
安永8(1779)	○	○	○					4,080
天明1(1781)		○	○					1,350
天明5(1785)						○		4,550
寛政4(1792)		○		○	○			7,700
寛政5(1793)			○					900
寛政6(1794)	○							2,700
寛政9(1797)				○				296
寛政10(1798)		○	○	○	○			3,312
寛政11(1799)	○	○			○			1,398
享和1(1801)			○			○		1,000
享和2(1802)				○				865
文化1(1804)	○							1,500
文化4(1807)	○		○	○				2,395
文化5(1808)		○						1,316
文化7(1810)				○				500
文化9(1812)					○			500
文化11(1814)			○		○			1,300

文政 4 (1821)	○	○	○	○	○		2,748
文政 6 (1823)	○		○		○		1,812
文政 9 (1826)	○	○		○	○		3,360
文政 10 (1827)				○	○		1,296
弘化 4 (1847)	○	○		○			500
弘化 5 (1848)		○					500
嘉永 3 (1850)				○			500
嘉永 4 (1851)				○			500
嘉永 5 (1852)	○		○		○		2,984
嘉永 6 (1853)	○						5,524
安政 2 (1855)	○			○			3,500
文久 1 (1861)	○			○			2,000

※「資料3」により作成。○は松原村が御馬塔を曳いた村

5ヶ村が馬を曳いて集まるのであるから、馬を曳く若者、いさみを上げる若者、見物の村人が一体となってお祭り騒ぎの雨乞い祭りが行われたのである。

時代は天保11年(1840)と下るが、5ヶ村が御馬塔を曳くことを横須賀陣屋へ願った次の史料がある⁽⁷⁰⁾。

乍恐奉願上候御事

当村々之儀、先月上旬之頃照続、既ニ田方植付之程無覚束様ニも奉存候処、植付之比ハ雨池相用候而ハ是先之用水手薄、彼是心配仕候付、鍛冶屋村大法寺境内観音へ雨乞祈願仕候処、御利生多分御座候、付而者当月廿八日為御礼壱ヶ村ハ馬壱疋ツ、引連参詣仕度奉願上候、尤質素第一ニ可仕候間、右願之通御聞濟被下置候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

子六月

森村庄屋	吉峰長右衛門
岡田村庄屋	小左衛門
羽根村庄屋	茂右衛門
鍛冶屋村庄屋	太右衛門
松原村庄屋	茂兵衛

横須賀

御陣屋

これによれば、「この年は先月(5月)上旬より日照りが続き、田植えが危ぶまれるが、雨池の水を使ってしまったらこの先の水が手薄となり心

配をした。そこで鍛冶屋村の大法寺境内の観音へ雨乞い祈願をした。すると御利生の雨が多分にあった。そこで当月(6月)28日に御礼のため、1ヶ村から馬(御馬塔)1疋(頭)を曳き、大法寺へ参詣したい。質素第一で行うので許可をお願いします」というものである。このように、5ヶ村で雨乞いを祈願した場合は、御礼の御馬塔は、各村から1疋(頭)を曳き、5疋(頭)が集ろうとしていたことが分かる。また、弘化元年(1844)にも、同様の日照りとなり、森村の日永神社と岡田村の慈雲寺境内観音へ雨乞い祈願をしたところ、利生の雨が降ったので、御礼の馬(御馬塔)を5ヶ村より両社寺へ1疋(頭)ずつ曳くことの願を横須賀陣屋へ出している。雨乞いは雨が降るまで、村の寺社を替えて幾度もかけることは先にみた。御馬塔も雨が降れば御礼のため、それぞれ祈願した寺社へ曳いたのである。

松原村の村人は御馬塔をどのように考えていたのであろうか。興味深い元治元年(1864)の次の史料がある⁽⁷¹⁾。

(前略)

十八日夜中ハ明方大雨御座候
一洲原之宮雨乞御礼御迎へハ岡田方
七月廿日 但し村々ニて納
馬塔番之キ(義)ハ
番ハ下若之由
両若参り、馬壱疋ニ而もさむ敷、両組ハ壱疋ツ、

式疋さし出候而ハ如何ニ御座候哉、ヨキ雨ももらい候事故、式疋も宜候得共、いづれだし代も二駄ぶり可遣敷、今ハ組頭も不被居合、乍去片方ニたし代無候而ハ行ましく候間、先ふりもさかしま申候得共、昼後組頭へも可咄候間、まづだし代式駄ふり可遣候、夫ニ付馬ならしニ一升ッ、不遣バなるまし、御神酒も式升ッ、可然、都合一組へだし壹駄ニならし共酒三升ッ、之筈ニ申遣ス（後略）

松原村は、大きく本郷（下）と上ケの2組に分かれている。若者組も2組あり、「資料3」の文政9年（1826）の欄に「森村雨乞馬付上ケ（四人）

同断村白山馬付下（四人）岡田村馬付上ケ（四人）羽根村馬付下（四人）」とあるように、本郷（下）と上ケが交互に御馬塔を曳いたのである。この年は、4月に岡田村慈雲寺観音、6月に松原村白山社、7月に美濃国洲原神社へ雨乞いをかけている。そのかいあって7月18日に大雨が降ったのである。そこで御礼の御馬塔を曳くことになり、次の順番は下若なのだが、両若（下の若者組・上ケの若者組）がそれぞれ1疋ずつ計2疋を曳くことを庄屋に願ひ出たのである。その理由は「馬壹疋ニ而もさむ敷」ということである。つまり、1疋ではさみしいので両若で1疋ずつの御馬塔でにぎやかに雨乞い祭りをしたいのである。しかし、それには2疋分の費用がかかるのである。それでも庄屋組頭などの村役人の了解があり、2疋の御馬塔を出し、2疋分の費用と御神酒を村方で負担している。村人は、雨乞い祈願があり、利生の雨が降った場合、御礼の御馬塔を曳くことを喜び、その中心となる若者は酒を飲み、いさみを上げ大騒ぎの雨乞い祭りを行ったのである。村人は雨乞いの御礼に御馬塔を曳くことを強く望んでいたことが分かるのである。

② 寺本4ヶ村と横須賀組10ヶ村の御馬塔

寺本4ヶ村は寺本村として横須賀組10ヶ村に組み込まれていたことは先にみた。御馬塔も寺本4ヶ村で曳く場合と、横須賀組10ヶ村が合同で曳く場合があった。

これまでたびたび引用した「年代記」と「六兵衛万覚書二」には、雨乞いや御馬塔などの興味深

い記録が残されている。その一部を抜き出してみる。

㊦文化十四年丑（略）廿八日中日ニ而四ヶ村両方新田迄馬ノ塔仕候、其節御陣屋代官様と雨の宮様十ヶ村へ被成下候而、廿八日十ヶ村をまわり申、横須賀愛宕森ニて乗り申候、扱晦日中日ニ而十ヶ村馬ノ塔致、愛宕森ニ而馬数十八疋ニ而いさミ申候、其節町方御大家様と若者イ者江酒二三升ッ、被成下候、夫よりも雨降不申候而、同十ヶ村ニ而多度大神宮様黒へい七両式歩ニ而御迎申候、寺本八幡宮ニ而乗り申候、七月九日中日ニ而十ヶ村ニ而馬十疋相引申、其節多度大神宮様ニ而申渡、中日ノるさミニ而者黒馬ニ而南の方追こみ仕候様と申候（略）

①（文政四年）（略）八幡宮様江熱田雨の宮五月廿二日と七日の間雨乞、廿五日中日四ヶ村若イ者馬と獅子と持参詣仕候（略）廿日（七月）雨請中日四ヶ村若イ者馬之塔仕候

㊧（文政六年）（略）廿六日中日ニ而惣村馬の塔致候、熱田雨の宮様江十ヶ村雨乞御頼、横須賀扇島ニ御乗り、六月五日中の日ニ而十ヶ村馬の塔仕候、扇島江参詣仕候、七日夜雨夕立仕候、又五日の追ねがい御座候処雨降不申候、其十ヶ村馬の塔馬数二十式なり、扱雨降不申間、大乘院御隠居様御頼、龍宮様江七日雨乞御頼、法印様御るのりにて十八日十九日廿日、此三日の内ニ者大雨あるべくと、前日ニ浜辺に御礼を、雨乞者十五日と廿一日迄なり、中日十八日四ヶ村若イ者船ニ而夕方船乗り、法印様一山寺々方者弥四郎船、四ヶ村御役人衆も同船、両方船二艘引船仕候、扱十八日夕方と雨降、十九日大雨、廿日も雨降、此三日の間に平に水六寸ほど降、廿二日と廿三日ハ御礼馬の塔、（略）

㊨（文政九年五月）（略）十五日も少し雨降申候、此日雨降中日ニ而中島村若イ者馬ノ塔仕候、（略）五月晦日と天皇様雨乞御願、六月三日中日ニ而四ヶ村晦日参詣仕候、扱三日夕方と大夕立雨降候、皆人祝ひ申候、それよりもまだ雨ふらず、十七日より栖光庵様雨乞御頼申候、是も少シ雨降、廿六日夕立雨御座候、其雨者雨乞無御座候、

晦日と又八幡宮様雨請御願申候、其日四ヶ村おもい付七月二日中日四ヶ村馬ノ塔雨乞申候、四日と四ヶ村雨乞惣所江御談候筈、五日朝五ツ時薬師馬拵(略)

④天保拾亥五月中雨降申、雨池水ニ而植付いたし、六月十三日迄ニ雨池不残落切申、六月三日と拾ヶ村ニ而多度大神宮様へ七両貳歩大祈禱仕、御利生薄く又々追願貳度いたし、誠ニ拾ヶ村中日馬ノ塔けいご仕、横須賀村方ハ夫々けいご、凡日本一ニ茂候と江州商人申候也、兎角雨大降不申、又々三州猿投大明神様へ三両ニ而大祈禱仕候、(略) 雨乞斗御陣屋へ御願濟、たいこ馬ノ塔御免被遊候、扱早雨折々少し斗之御利生寺本惣数雨乞無休、(略) 拾ヶ村八幡宮様ニ而毎夜こもり、雨乞入用十ヶ村割合、寺本四ヶ村金廿八両三步壹匁斗入用懸り候

⑤(嘉永元年) 七月五日と十ヶ村ニ而、多度大神宮様へ金七両貳分之大願御頼申候処、小雨ニ而夫と雨降不申、又十ヶ村ニ而多度様へ七両貳分之大願御頼申、中之日七月廿一日之処少し雨も御座候処、下し大てりニ候処、少し雨ニ而者五ツ半頃と晴天ニ相成、十ヶ村九ツ時迄ニ馬ノ塔八幡宮様森江相そろい申候、扱十ヶ村斗ニ而三拾八疋誠ニ大くんぢう也、夫とも雨降不申、八幡宮様へ十ヶ村ニ而五日之雨乞御頼申上候、中日ニ雨少し降、扱雨大降無御座候故、十ヶ村相止メ、当四ヶ村ニ而大祥院様江七日之雨乞、竜宮様江八月朔日と少し雨ハ御座候得共、田面水者無之次第ニ御座候、法海寺一山薬師如来ニ七日之雨乞、村中毎日大念仏ニ而、中島村千石大乘院様ニ而、堀之内・廻間両村者常光院様ニ而、平井村千石者吉祥院様ニ而、右大念仏相となへ申候(略)

⑥嘉永五子年(略) 追々てりニ相成り五月廿八日と七日之間平井村栖霞庵様へ雨乞、雨降不申、毎日西風ニ相成六月朔日十ヶ村相談御座候、直様北伊勢多度大神宮金七両貳歩大祈禱頼、五日中午ニ而十ヶ村八幡宮様へ馬引申候、扱八ツ時頃ニ御利生雨少しニ而七ツ時頃ニ天气相成申候、八日ニ追願多度大神宮様へ十ヶ村大勢馬引大里北ノ森迄迎ひ参り候、七ツ時ニ八幡宮へ御出被

遊、扱夕方と雨降八幡宮様へ十ヶ村馬ノ塔いたし申候、毎夜十ヶ村五日之間追願、九日と十三日迄九日夜雨降二三日綿畑水休申候、扱毎日雲者御座候得共日中てり雨者無御座由、十三日十ヶ村御礼ニ馬之塔仕、凡馬数三拾六疋御座候(略) 其節十ヶ村三度目ノ相談多度大神宮様大祈禱仕相談相成申候、廿二日と七日之間大金七両貳歩ニ而御迎申候、右御迎ニ十ヶ村大里村迄参り申候、寺本八幡宮様ニ而まつり申候、廿五日中午ニ御座候処、馬ノ塔無しニ而十ヶ村庄屋引合被致候処、右七日之内雨者少も無御座、村々一統悪口を申候者、庄屋衆酒斗手前方ノミ中日ニ馬ノ塔之相談も不為致、仍而雨降不申由、誠ニへへ悪口申候、又々四度目多度様へ大願申候処(略) 又七月朔日中日ニ而十ヶ村馬ノ塔仕候(略)

⑦嘉永六丑年(略) 夫と六月朔日天王様七日ノ雨乞少も雨降不申候、拾ヶ村ニ而多度大神宮七日之雨乞十二日中之日ニ而十ヶ村はたか馬ノ塔いたし候、尤寺本八幡宮森ニ而遊男ニ仕候、又五日之追願十ヶ村ニ而御座候、十七日正八ツ時大里北の森江十ヶ村出迎ニいて夫と八幡宮様御共仕、誠本節もはだか馬ニ而大里迄参り申候、(略)

※⑦～⑨は「文化十三年子四月 年代記」、④～⑥は「六兵衛万覚書二」

⑦から順番に御馬塔を中心に雨乞いの特徴をみていくことにする。⑦では、「御陣屋代官様と雨の宮様十ヶ村へ被成下候」とあるので、10ヶ村が雨乞いの御馬塔の許可を横須賀代官に願い、それに答えて熱田雨の宮のお札を下されたのである。村方もそれに応じて10ヶ村で雨の宮のお札を御馬塔とともに回したのである。御馬塔18疋が最後に横須賀町方にある愛宕森(現愛宕神社)に集まったのである。そのため横須賀町方の有力者が酒を若イ者に振る舞ったのである。横須賀代官も町方の有力者も雨乞いに援助の手をさしのべていることが分かる。

①では、「四ヶ村若イ者馬と獅子と持参詣仕候」とあるので、獅子舞と御馬塔が一体となって雨乞いが行われたことが分かる。

㊤では、10ヶ村が熱田の雨の宮に雨乞い祈願をし、横須賀の扇島に御馬塔を曳き参詣をした。その後の追願の御馬塔は22疋を扇島に曳いている。扇島は、先の愛宕森の北にある松林である。それでも雨が降らなかったで「大乘院御隠居様御頼、龍宮様江七日雨乞御頼」したところ「法印様御のりにて十八日十九日廿日、此三日の内ニ者大雨あるべく」と言われた。そこで法印様一山寺々方や村役人等が2艘の大船に乗り海上で龍宮に雨乞い祈願を行った。すると先に予言したとおり「此三日の間に平に水六寸ほど降」となり雨乞いが成功した。法印様は面目を保ち村人の信頼を得たことであろう。

㊦では、寺本4ヶ村が、まずそれぞれの村で雨乞いをかける様子分かる。そして4ヶ村で合同でかける場合は、惣社の八幡宮へ御馬塔を曳き雨乞い祈願をするのである。

㊧では、「誠ニ拾ヶ村中日馬ノ塔けいご仕、横須賀村方ハ夫々けいご、凡日本一ニ茂候と江州商人申候也」という記述が目を引く。「尾張年中行事絵抄 中」の「熱田郷近辺 東在村々より献る馬頭」の項目に「ねり渡れる粧ひ、数万の長刀日に映じ、馬上の飾りの作りもの、種々の彩、時ならぬ花、紅葉の詠あり。数多の競子の透間なく、雲や霞と続しは、又類ひなき大観たり」⁽⁷²⁾と記し御馬塔の先に長刀を持った長く続く競子の行列を描いている。横須賀村方が出したけいごの行列は、どのような粧いであったか明らかに出来ないが、商業で栄えた江州商人（近江商人）が「凡日本一ニ茂候」と讃えているのだから、日本一はともかく、相当に豪華な行列であったと考えられる。ここでは横須賀村とあるが、横須賀町方はもともとは横須賀村の枝郷であったことを考えると、商業で栄える横須賀町方の豪商が行列の衣装の援助をしたとも考えられる。雨乞い祈願の御馬塔の先にけいご（競子）の行列があり、いかに雨乞い祭りが盛大であったかを知ることができる。

㊨では、「法海寺一山薬師如来ニ七日之雨乞、村中大念仏ニ而、中島村千石大乘院様ニ而、堀之内・廻間両村者常光院様ニ而、平井村千石者吉祥院様ニ而、右大念仏相となへ申候（略）」とあり、雨乞い

に寺本4ヶ村の各村がそれぞれのお寺で大念仏を唱えていることが分かる。仏式の雨乞いも盛んであったのである。

㊩では、この年は日照りの年でありも、2度の雨乞いもむなしく雨が降らず、3度目の雨乞いの中日に10ヶ村が御馬塔を曳くことの相談をしたが、庄屋衆はこの度はなしと決定した。雨乞い祈願の7日を過ぎても雨が降らなかったで村方は庄屋衆の悪口を言った。雨が降らないのは、御馬塔を曳かなかったからだというのである。おそらく庄屋衆は、3度の御馬塔の費用を考えると簡単には出せなかったのであろう。しかし、雨が降らないとなると、4度目の雨乞いには、御馬塔を曳いたのである。いかに費用がかかろうとも、村方の御馬塔を曳きたいという要望を無視できなかったのである。雨乞い祈願に御馬塔を曳くのは、村の若者たちが中心である。御馬塔を曳くときに酒が振る舞われるのは先にみた。雨乞い祈願や雨が降った御礼に御馬塔を曳き、お祭り騒ぎをすることは、村人にとって何かと制約の多いこの時代の大きな娯楽となったのである。

㊪では、「十ヶ村はたか馬ノ塔いたし候」とあるので、だし（標具）を着けないはたか（裸）馬を曳いたのである。おそらく裸馬のほうがだし（標具）を着けないぶん手軽で費用も少なくすむのであろう。あるいは、走り御馬塔（駆け馬）が行われたのかもしれない。

横須賀組に属している加木屋村では、次のように御馬塔を出している⁽⁷³⁾。

㊫六月二日 使武兵衛

一金三分
村方取かへ
雨乞御礼入用 馬式疋代本郷若イ者へ遣ス金
新田壹疋

氏神様へ御礼

本郷壹疋

㊬一雨乞い御礼七月朔日ニ有り

馬塔本郷式疋新田壹疋、壹分本郷若イ者へ遣ス、
七匁五分新田若イ者へ遣ス、寺社方へ礼七匁五分

㊭乍恐御達申上候御事

一馬三疋

当年義、追々雨乞祈願仕候処、御利生も有之候付、来十日、右馬ニ而、雨乞御礼仕度、仍之、御達申上候、以上

加木屋村庄屋

早川平右衛門

酉八月

松田庄太夫様

御陣屋

㊦では加木屋村の本郷で1疋、新田で1疋、計2疋、㊧では、本郷で2疋、新田で1疋、計3疋、㊨では3疋の御馬塔を雨乞いの御礼として氏神へ曳いたことが分かる。

同じく横須賀組に属している佐布里村も雨乞いの御馬塔を出したことが分かる次の史料がある⁽⁷⁴⁾。

雨請馬之頭諸入用

一疋貫五百文 駄仕^{ヅシ}作料

一三百文 大豆代

一酒貳升 駄仕作江

一酒貳升 入馬之時

出馬之儀ハ去年見合、定ハ酒三升宛

一弁当米 白米五升

外ニ貳升出し

これによれば、佐布里村は駄仕（標具）の作料として1貫500文、馬の飼料としての大豆代300文、駄仕を作る手間に酒2升、馬を曳くときに酒2升、弁当米として白米5升を村方が負担して、雨乞いの御馬塔を出したのである。

③ 東浦町や阿久比町の御馬塔

生路村や緒川村で雨乞いに獅子舞と御馬塔があったことは、先にみた。宝暦5年（1755）の「生路村祭礼絵図」（伊久智神社蔵）⁽⁷⁵⁾には、1頭の馬の鞍の上に御幣、続く1頭に松飾りを置いた御馬塔を曳く図が描かれている。東浦町の近世に造られたと推定できるだし（標具）は、石浜村・緒川新田のものである。馬を飾る首鎧は、緒川新田・緒川下切・石浜・生路南組・森岡、障泥^{おぼり}は、森岡・緒川下切・緒川新田・石浜・生路北組・生路南組・藤江、尻駄負は、森岡・緒川下切・緒川新田・石浜・生路南組・藤江に残されている⁽⁷⁶⁾。これらの製作年代は明らかでないが、江戸後期や末期に製作されたと推定されるものもある。これらの地区では、近世には御馬塔を曳いていたと考えられる。そして、これまでみてきたように御馬塔と雨乞いは切っても切れない関係と言ってよいほど結びついている。おそらく東浦町にあった各村では、雨乞い祈願や御礼に御馬塔を曳いたのである。

『阿久比町誌 資料編三』（阿久比町1988年）の「第五節 献馬」に下記の一覧表が載せられている。

この一覧表にある地区名は、すべて近世では村であった。一覧表をみれば、全部の村で御馬塔が曳かれていたと推定でき、その起源は近世に間違いないと考えられる。この表の9ヶ村は、英比16ヶ村に入り嘉永6年（1853）の早魁には、神仏に雨乞い祈願をしている。雨乞いに御馬塔が曳かれた記録は見つからないが、御馬塔があった村

表8 献馬一覧表

地区	馬具	記録	年代	備考
横松	現存しない	ある	慶応3年	若者連中覚書
板山	現存しない	ある	明治39年以前	板山郷土史
草木	現存する	ある	昭和15年以前	古老の話
坂部	現存する	ある	文政～嘉永	馬具の箱（嘉永元年） 絵馬（文政2年）
卯之山	箱現存する	ない	不詳	馬具の箱・古老の話
椋原	現存しない	ある	安政	古来寄附台帳（明治29年）
矢口	現存する	ない	嘉永	馬具の箱（嘉永4年）
高岡	現存する	ある	～明治	神事御願（明治5年）
植	現存する	ない	嘉永	馬具の箱（嘉永元年）

が雨乞い祈願などに曳いたように、おそらくこれらの村も曳いた可能性が強い。

5. 雨乞いや早魃に関して、尾張藩の対応と助成

早魃に対して尾張藩では、御国三社に雨乞いの祈願を行っていたことは先にみた。また、享保7年（1722）の触れで、雨乞いの御馬塔が華美になることを規制し、それ以後享保11年（1726）の触れでも同様の規制をしたことは先に述べた。また、村入用が多くかかることに対しても儉約の触れをしばしば発して低くするようにと命じている。雨乞いに費用がかかることを規制する次の触れもある⁽⁷⁷⁾。

覚

（前略）

一雨乞入用年々多相見へ候、以後雨乞仕候節諸事
事軽ク取行ひ可申候、惣而少々之儀ニ而も村懸ニ
罷成候程之儀ハ、村中百姓相談之上可相極候、
尤割帳面ニ不書頭村懸入用之儀、庄屋組頭申聞
候とも曾而指出申聞敷事
（後略）

これは享保7年（1722）に出された触れであるが、村入用の中の雨乞いの費用を軽くせよと命じているのである。雨乞いには多額の費用がかかる場合もあることは先に見た。なかなかこの触れが守られていないことが分かる。しかし、藩からの儉約の触れに対して、村方も次のように対応している⁽⁷⁸⁾。

未三月相定申候覚

一雨乞寄之節ハ朝五ツ時より出席可致事
一御祈祷之儀者右之通其時々相談可致事
一相談之上御甕をあげ、御神酒其後頂戴、尤御さ
かなハ有合者ニ而二三種取さかな出し、其上一
汁二菜ニ昼支度相済可申事、勿論有合之肴之候
共一切出し間敷事
一造作料之儀者銀貳拾匁ニ相定、是迄之通被高ニ
割可致事

一御礼之節御神酒二盃ニかきり頂戴可致事、尤御
さかな時之有合物ニ而二三種、吸物之儀堅ク出
し間敷事

一中いさみ之儀者、五ヶ村共ニ若者迄ニ御神酒出
し不申候事

右者五ヶ村参会之上相定之通堅く相背間敷候相
談出来、如此御座候、以上

寛政拾一年未三月

松原村

このように、藩の儉約の命令に対して、雨乞いにかかる費用を少なくするという村の規則を定めているのである。造作料というのは、御馬塔に飾るだし（標具）の費用のことである。これが華美になり多くの金額がかかることを防ぐ意味で一定の金額を定めたのである。このような雨乞いの御馬塔にたいする簡略の方針は幕末まで堅持されていることを示す次の触れがある⁽⁷⁹⁾。

馬之塔并雨乞馬出候節々質素ニいたし候儀等、
兼而相触置候得共、各別儉約被仰出候、付而ハ
年限中右相触置之趣ハ不及申、衣類之儀木綿又
ハ麻布ニ而も揃ひ候品ハ不相用、猶更質素可致候
一熱田馬之塔并俄馬出シ候儀ハ、遠方之儀ニ付其
村々より出候儀ハ有之間敷候へ共、若出し候儀
有之候共、前頭之通木綿麻布ニ而も揃ひ候品一
切相用間敷候、若心得違之儀有之節ハ、為取改
吟味之上急度咎可申付候、且又天王立符祭之儀、
乍勿論質素可致候、右之趣可申渡候、御勘定奉
行衆被申聞候間、其旨急度相心得、聊心得違無
之様村中之物へ不洩様可申聞候、承知之上早々
先村へ廻し、留村可返候、以上

四月三日着

別紙村々

神 喜三郎

御馬塔を質素にすることは勿論、若者が着る衣類は木綿麻布とし、その上揃えてはならないと規制したのである。また、熱田神宮へ曳く場合の規制も同様としている。

これに対応して、村方が雨乞いの御馬塔を出す場合、陣屋へ許可を願うのだが、その願書には必ず「質素に」行うことを書き添えている。ただし

現実としては、雨乞いの御馬塔に大きな出費をしているのだから、完全に守られていたのかは疑問が残る。案外うまく逃れて咎められないように工夫して曳いていたとも考えられる。

雨乞いに多額の費用がかかることを尾張藩は村入用を記した帳面を提出させることで把握していた。しかし、早魃は尾張藩も村方も共通して被害を受けるのであるから、雨乞いそのものを規制したわけではない。それどころか村方が雨乞い祈願をするのに助成をしているのである。尾張藩が雨乞いに助成をしていたことを示す次の史料がある⁽⁸⁰⁾。

乍恐奉願上候御事

当夏土用己前々長々之早損ニ付、村内神仏江夫々雨乞祈願を懸ケ候得共、利生潤雨無御座候付、当盆前多度龍神を相迎ひ雨乞祈願仕候処、是以利生雨無御座、最早田畑共大痛相成候付、尚又今般再応多度龍神相迎候儀ニ御座候、然ル処、先年早之年柄ハ是迄も追々多度龍神を相迎ひ候処、奇特ニ利生有之、御陰を以田方立毛も立直り無恙御年貢御上納等仕来申候儀ニ御座候、付而ハ右多度龍神相迎ひ候度毎格別之御憐察を以初穂料為御手伝金と御上様方御助成被下置、冥加至極難有仕合奉存候、付而ハ恐多御儀ニハ御座候へ共、五穀豊作御祈禱之為、先年之通御手伝金尚又今般之儀も御助成被下置候様仕度、只管奉願上候、願之通被仰付被下置候ハ、偏ニ御威勢を以利生潤雨可有御座義と、村々一統難有仕合可奉存候、已上

申七月 (嘉永元年)

大里村庄屋	新左衛門 (印)
木田村庄屋	与八郎 (印)
横須賀村庄屋	久三郎 (印)
藪村庄屋	太兵衛 (印)
廻間村庄屋	長右衛門 (印)
堀之内村庄屋	伝兵衛 (印)
中島村庄屋	市郎右衛門 (印)
佐布里村庄屋	周九郎 (印)
古見村庄屋	甚九郎 (印)
朝倉村庄屋	惣左衛門 (印)
横須賀町方庄屋	村瀬彦兵衛 (印)
加木屋村庄屋	久野清兵衛 (印)

松田庄太夫様

御陣屋

この史料によれば、多度龍神 (多度大社) の黒幣を迎える場合、尾張藩が助成をしていたことが分かる。多度大社の祈祷料は、7両2分と高額であったことは先に見た。従って尾張藩も村方からの嘆願があった場合に雨乞いの助成をしたのである。この横須賀組の場合の助成についてはその後の史料に欠けるので明らかに出来ないが、森組5ヶ村、大野谷12ヶ村が合同した17ヶ村の場合は次のようになっている⁽⁸¹⁾。

一嘉永六癸丑早損之事

(中略)

雨池ハ六月廿日切ニ悉惣池落切、中ニハ其頃日われのケ所も出来、依て畑夏作皆無同様、夏中ニ二度斗瓦屋根方雨たり落候歟、雨乞之数多く大の谷十七ヶ村ニ而大の金毘羅へも祈祷

是ハ御代官半田小兵衛様方十七ヶ村へ金壹分貫 (後略)

これは嘉永6年(1853)の早魃に対して、大野谷17ヶ村が合同して雨乞い祈願を行った。早魃に対して幾度も雨乞いを行っているのが、当然費用もかさんだにちがいない。それにたいして横須賀代官半田小兵衛が金1分の助成を行ったのである。金額は多いとはいえないが、村方の雨乞いに対して、尾張藩では助成金を出して手助けしていることがわかる。また、その後に続けて次のように早魃被害に対処している⁽⁸²⁾。

(前略)

右之通りニ付、御免状十一月御渡有之候、承ルニ今年ハ不軽早損ニて天明七未年ハ横須賀御陣屋立始り之大引之由ニ候処、当年ハ夫ヨリ大引ニ候、当時村方米納之分二百十式石五斗之処、当年之引百十六石、残り九十六石五斗米納 (後略)

尾張藩では、早魃被害に対して定免を破棄して、検見を実施し、その結果村高の半分以上が免除さ

れたのである。松原村の免定（小島家文書）の嘉永6年（1853）の年貢率は、0.1274 となっており、定免は 0.28 であるので大幅な年貢率の引き下げとなったのである。また享保9年（1724）の早魃のおりには、その前年の年貢率が0.255であり、当年は0.1188とここでも大幅な年貢率の引き下げが行われている。また明和7年（1770）の早魃には、前年の年貢率が0.2743であり、当年はなんと0.0646となっている。このように早魃被害が大きいときは、尾張藩では大幅な年貢率の引き下げを行い、農民の負担を減じたのである。

おわりに—本稿のまとめと今後の課題—

知多郡の近世の雨乞いの様子を見てきたが、まとめてみると次のようになる。

- ①知多郡のほとんどの村で雨乞いは行われた。
- ②雨乞いは、村方が主体となってかけられ、全村民が参加する「惣参り」であった。
- ③雨乞いには、芸能や行事が行われた。芸能としては、「いさみ」「神楽」「獅子舞」があり、行事としては、「神事」「御馬塔」「大念仏」「大般若経転読」「御血脈流し」などがあつた。
- ④雨乞いは願いがかなうまで幾度もかけられた。
- ⑤幾度もかけると、芸能や行事のための費用がかさむが、それでも万難を排してかけた。
- ⑥雨乞いは、やがて雨乞い祭りに姿を変え、若者中心のなくてはならない村の行事となった。
- ⑦村の中の寺社で、祈願がかなわなかった場合、遠くの雨乞いに効験があるとされた熱田雨宮・多度大社・猿投神社・洲原神社などに雨乞い祈願をした。
- ⑧海に囲まれた知多半島の特色として、海上で船に乗り龍神に雨乞い祈願をする村もあつた。
- ⑨尾張藩は、雨乞いが豪華になり費用がかさむことは禁じたが、雨乞いやそれともなう芸能や行事を禁じたことはない。また、額は少ないが雨乞い費用も援助している。
- ⑩1ヶ村で雨乞いかなわないと、周辺の村々が合同して祈願する。その時、御馬塔や獅子舞などは、中心となる神社に集合するので大賑わいの雨乞い祭りとなった。

⑪雨乞い祭りには、「いさみ」はほとんど全村で、「御馬塔」「獅子舞」「神楽」は単独で行われる場合といくつかの村が合同して一体となって行われる場合があつた。

⑫雨乞いは、早魃の年は当然として、平年でも少し晴天が続くとかけられた。したがって雨乞い史料が多く残されている村を調べると、ほとんど毎年のごとく雨乞い祈願が行われている。

では、なぜこんなにさまざまな芸能や行事を行い、多額の雨乞い費用を負担してまで祈願が行われたのであろうか。それは、雨乞い祈願をすると、ほとんどの場合雨が降るからである。田植えなどで雨がほしい時期は、梅雨時であるので、まず普通の年は雨が降る。しかし、梅雨時とはいえ、梅雨の遅れ、梅雨の中休み、から梅雨傾向などはよくある気象現象である。梅雨の遅れの場合、いつもの時期に雨が降らないので雨乞い祈願が行われる。遅れが長引く場合は2度3度の雨乞いとなる。そして遅れていた梅雨がやってきて雨が降れば祈願は成功したことになる。梅雨の中休みには、雨が降らなくなり晴天が続くとかけ始め、中休みが長引けば2度3度の雨乞いとなる。そうこうしている間に再び梅雨が始まり雨が降るのである。から梅雨傾向の年も同じで、全く雨が降らない訳ではない。雨乞いを幾度かかけている間に、雨の量が十分ではないにしろ雨は降るのである。つまり、ほとんどの場合雨乞い祈願は、幾度かかけている間に成功するのである。雨乞い祈願は成功するので、村人は雨乞い祈願による降雨を願うのである。そして、雨が降った御札に雨乞い祭りをして喜んだのである。これが毎年のように雨乞いをかけ、雨が降るまで幾度もかける理由である。

雨乞い祈願にいつごろからいろいろな芸能や行事が加わったのかは明らかでないが、少なくとも近世の中ごろにまでさかのぼることは間違いはない。「御馬塔」や「いさみ」が享保年代に行われていたことは、松原村の例で明らかにした。「獅子舞」も藤江神社の「だんつく獅子舞」は享保年代には行われていたことは確かであろう。そして、近世半ばから終わりにかけ、だんだんと雨乞いに芸能や行事が取り入れられ、文化文政年代以降に、

「いさみ」「御馬塔」「神楽」などが盛んに行われるようになったのである。

知多郡で早魃で大被害が出た年は、史料で分かる限り享保9年(1724)・明和7年(1770)・天保10年(1839)・嘉永6年(1853)である。また、早魃でなんらかの被害が出た年の一覧は「資料2」にあげた。梅雨時は確かに雨が降るのだが、十分田畑を潤す雨とはならない年もあったのである。大早魃はそんなに多くないが、早魃により何らかの被害が出た年は少なからずあったのである。それ故、早魃となることを恐れ降雨を願う村人の必死の気持ちが、雨乞い祈願となり、雨乞い行事の隆盛となったのである。

今後の課題としては、次のようになる。

- ① 近世の雨乞いの史料はまだ残されていると考えられるので、少しでも多くの史料を見つけ、知多地方の雨乞いの様子を明らかにする。
- ② 知多地方における近世の雨乞いはかなり明らかにすることができたので、尾張の他の地方の雨乞いを明らかにしたいが、これはその地方の研究者の手にゆだねられる。なぜなら近世の史料の多くは、その地方に残されており、それを丹念に調べることが必要だからである。私も機会があれば、他の地方の雨乞い研究に参加し少しでも尾張全体の雨乞いを明らかにできればと考えている。
- ③ 尾張藩の雨乞いに対する寺社への祈願について少し触れているが、とうてい十分なものとなっていない。尾張藩の雨乞いに関する史料の探索と研究もこれからの課題である。

以上のように課題をあげたが、民俗学の分野の知識やフィールドワークに欠ける筆者なので、足りない事の多い論文となっている。ぜひ足りないところ誤っているところを指摘され厳しい批判を寄せられることを望む。

注一覧

- (1) 柳田國男「龍王と水の神」『定本 柳田國男集 第二十七巻』筑摩書房版 1964年
- (2) 5市5町の雨乞いについては、拙稿「知多地方における雨乞い行事」『日本福祉大学 子

ども発達学論集 第3号』(日本福祉大学子ども発達学部 2011年)で概観してある。

- (3) 「天水田と雨乞い」『愛知県史 別編 尾張民俗2』pp.111-112 (愛知県 2008年)
- (4) 「三 農耕儀礼」『愛知県史 資料編 17 近世3 尾東・知多』pp.713-718 (愛知県 2010年)
- (5) 高谷重夫著『雨乞い習俗の研究』(財団法人法政大学出版局 2004年) 高谷重夫には、この外にも『雨の神—信仰と伝説—』(民芸叢書 1985年)がある。
- (6) 雨乞いの歴史については、同著に詳しいので、本稿では触れない。また、古代国家の雨乞いについては、藪元晶『雨乞儀礼の成立と展開』(岩田書院 2002年)も詳しい。
- (7) ① 研究ノート「近世知多地方における雨乞い行事」『日本福祉大学 子ども発達学論集 第3号』日本福祉大学子ども発達学部発行 2011年
② 研究ノート「近世知多地方の雨乞い—知多郡小鈴ヶ谷村の事例—」同上 第4号 2012年
③ 研究ノート「近世知多地方の雨乞い—知多郡長尾村の事例—」同上 第5号 2013年
- (8) 『大府市誌 本文編』『東浦町誌 本文編』などは近世の史料を用いて雨乞いについて触れているが、「市・町誌」故にページ数が限られるので詳細な展開とはなっていない。また、知多地方の近世の雨乞いについての本格的な論文は管見の範囲では見つけることができなかった。
- (9) 上記(7)の「研究ノート」や高谷重夫の著書による。
- (10) 『名古屋叢書三編 第二巻 尾藩世紀 上』(名古屋市教育委員会 1987年)、また『名古屋叢書三編 第三巻 尾藩世紀 下』(同上)所収「『尾藩世紀』について」(林董一)に『尾藩世紀』および編者の阿部直輔について詳しい解説がある。
- (11) 「熱田神宮」谷川健一編『日本の神々 神社と聖地 10 東海』p27 白水社 2007年
- (12) 「御日記頭書五」『名古屋叢書 第五巻 記録編(2)』p107 復刻版 愛知県郷土資料刊行会 1983年

- (13) 「真清田神社」『日本の神々 神社と聖地 10 東海』p53
- (14) 『名古屋叢書三編 第二巻 尾藩世記 上』pp.449-450 名古屋市教育委員会 1987 年
- (15) 「龍泉寺之凶真」『名古屋叢書三編 第五巻 尾張年中行事絵抄 上』pp.158-159 名古屋市教育委員会 1987 年
- (16) 『名古屋叢書三編 第十四巻 金明録』p82 名古屋市教育委員会 1986 年
- (17) 『名古屋叢書三編 第十四巻 金明録』p234 同上
- (18) 尾張藩の早魃やそれに伴う尾張藩から神社への祈願については、十分に調べることができていない。これからの課題である。
- (19) 知多半島の溜池については「半田市域の灌漑用溜池等の施設について（溜池研究第三報）」河合克己『知多半島の歴史と現在』No. 12（校倉書房 2003 年）に詳しい。
- (20) 「村方條目年中行事」（知多市歴史民俗博物館蔵）
- (21) 「享保八年卯年より先年御願書留帳」（鈴溪資料館蔵）
- (22) 「年貢関係願書（一）」（堀田家文書、徳川林政史研究所蔵）
- (23) 「地方古儀」『名古屋叢書続編 第三巻』名古屋市教育委員会 1966 年
- (24) 高谷重夫前掲書、また、筆者の「研究ノート」（前掲注（7））、「雨乞い祈願のかたち」河合克己『知多半島の歴史と現在』No. 15（校倉書房 2011 年）などによる。
- (25) 上記（7）の②の「資料 2 雨乞い関係一覧表」による。
- (26) 「天保十年亥年 知多郡追分村御年貢米三役銀之外村下用之覚」『大府市誌 資料編 近世』pp.284-286（大府市 1990 年）
- (27) 上記（7）の③の「資料 2 雨乞い関係一覧表」による。
- (28) 「享保九年 御触留」小島家文書
- (29) 同上
- (30) 「村方諸事覚書留・明和七年の覚書」小島家文書
- (31) 「享保十四年 村方願書 松原」徳川林政史研究所蔵
- (32) 「文化四年 諸願諸達留」鈴溪資料館蔵
- (33) 「天保拾貳年 勤役三拾六年ニ記録抜書」『大府市誌 資料編 近世』p429（大府市 1990 年）
- (34) 「四、弘化以後の天災」『半田町史』pp.370-371（復刻版 名著出版 1973 年）
- (35) 上記（7）の①の「生路村の雨乞いデータ」による。
- (36) 「文政九年 長尾村 萬下用覚」（三井傳左衛門家文書、武豊町歴史民俗資料館蔵）
- (37) 「けちみゃく」新村出編『広辞苑 第五版』p837 岩波書店 1998 年
- (38) 高谷重夫著『雨乞習俗の研究』の「第三章 第四節 竜女成仏譚一雨乞習俗と伝説一」による。
- (39) 「多度大社」谷川健一編『日本の神々 神社と聖地 6 伊勢・志摩・伊賀・紀伊』pp.114-115 白水社 2009 年
- (40) 『名古屋叢書三編 第十四巻 金明録』① p143 ② p447 名古屋市教育委員会 1986 年
- (41) 上記（35）と同じ
- (42) 「文化十三年子四月 年代記」（知多市歴史民俗博物館蔵）
- (43) 上記（35）と同じ
- (44) 「2-20 猿投神社 多度神社 代参受取」『新編 東浦町誌 資料編 6 教育・民俗・文化』pp.258-259
- (45) 「文政九年 萬下用覚」（三井傳左衛門家文書、武豊町歴史民俗資料館蔵）
- (46) 「洲原神社」谷川健一編『日本の神々 神社と聖地 9 美濃・飛騨・信濃』pp.40-41 白水社 2007 年
- (47) 「安政六未従十二月 下用敷帳」小島家文書
- (48) 「万延元年従十二月 下用敷帳」小島家文書
- (49) 「文久元年西十二月と下用敷帳」小島家文書
- (50) 「文久三年戊従十二月下用敷帳」小島家文書
- (51) 「癸文久三年亥従十二月下用敷帳」松原村文書
- (52) 「甲元治元年子従十二月下用敷帳」松原村

- 文書
- (53) 上記(7)の②「資料2 雨乞い関係一覧表」による。
- (54) 「覚(雨祈日並日神祭入用勘定)」(三井傳左衛門家文書、武豊町歴史民俗資料館蔵)
- (55) 「獅子入組之儀ニ付組々江尋問之事」『半田市誌 資料編1』pp.272-275(愛知県半田市1968年)
- (56) 「享保九年 御触状留帳」小島家文書
- (57) 「抜句集」(知多市歴史民俗博物館蔵)「抜句集」の末尾に「嘉永二己酉秋八月上旬 松香齊万年」とあるので幕末の句集である。
- (58) 「文政 雨^み浚覚帳」『愛知県史 資料編17 近世3 尾東・知多』pp.715-718(愛知県2010年)
- (59) 『新編 東浦町誌 本文編』「第九編 第六章 第三節獅子舞」(知多郡東浦町1998年)を参照した。
- (60) 「2-55 乍恐奉願上候御事(雨乞い)」『新編 東浦町誌 資料編4 近世』pp.393-394(知多郡東浦町2004年)
- (61) 「第九編 第六章 第二節屋形と打囃子」『新編 東浦町誌 本文編』pp.959-964(知多郡東浦町1998年)による。
- (62) 「獅子入組之儀ニ付組々江尋問之事」『半田市誌 資料編1』p275(愛知県半田市1968年)
- (63) 拙稿「知多地方の消えた獅子舞」『日本福祉大学 子ども発達学論集 第2号』(日本福祉大学子ども発達学部2010年)で、知多郡5市5町の近世の獅子舞について述べている。
- (64) 「猿投神社」谷川健一編『日本の神々 神社と聖地10 東海』p105(白水社2007年)による。
- (65) 「熱田宮馬頭会 場ならし」『名古屋叢書三編 第六卷 尾張年中行事絵抄 中』pp.52-56(名古屋市教育委員会1987年)による。
- (66) 「森村」『名古屋叢書続編 第三卷 寛文村々覚書(下)』p32(名古屋市教育委員会1966年)
- (67) 『新編 一宮市史 資料編七』(「享保七年」No.223)の触れ
- (68) 「延享三年 御触状留帳」小島家文書
- (69) 「延享三年 御触状留帳」小島家文書
- (70) 「諸用留板」小島家文書
- (71) 「癸文久三年亥從十二月下用敷帳」小島家文書
- (72) 『名古屋叢書三編 第六卷 尾張年中行事絵抄 中』pp.60-61(名古屋市教育委員会1987年)
- (73) ㊦「寛政四年 万日記」『東海市誌 資料編 第七卷』p341(愛知県東海市1993年)
- ④「文化十二年 万日記」『東海市誌資料編 第七卷』p873(愛知県東海市1993年)
- ㊧「調宝記」『東海市史 資料編 第二卷』p594(愛知県東海市1974年)
- (74) 「伊藤治平 手控え帳」(仮称)伊藤治平家文書 表紙は欠くが、裏表紙に「弘化三丙午十一月 佐布里村井洞組 伊藤治平藤原宗義 写之 花押」とある。
- (75) 『新編 東浦町誌 資料編6 教育・民俗・文化』(知多郡東浦町2001年)の口絵写真
- (76) 「馬道具」『新編 東浦町誌 資料編6 教育・民俗・文化』pp.277-291(知多郡東浦町2001年)による。
- (77) 「覚(村諸入用御懸け申渡)」鈴溪資料館蔵
- (78) 「未三月相定申候覚」小島家文書
- (79) 「文政十二年 御触状留」鈴溪資料館蔵
- (80) 「年貢関係願書(一)」堀田家文書、徳川林政史研究所蔵
- (81) 「第一編近世第一節支配 松原村諸用留二」『知多市誌 資料編四』pp.48-49(知多市役所1984年)
- (82) 同上

資料1 尾張藩の気象災害

年次	旱 魃	大雨・暴風雨・大風等
慶長 15 (1610)		6/12 木曾川洪水①
慶長 17 (1612)		6/22 大風洪水①
慶長 19 (1614)		4/29 諸川洪水 8/26-28 連日強雨大風①
元和 3 (1617)		本年、洪水数回、木曾川満水七度①
寛永 6 (1629)		5/15 洪水、枇杷島橋を落とす①
寛永 10 (1633)		6月 霖雨 6/16 公、晴を熱田大神ニ祈る。侍臣水野佐右衛門を遣し、奉幣あり①
寛永 19 (1642)		本年五六月、霖雨、領内大ニ飢ゆ①
慶安 3 (1650)		九月、領内洪水甚し①
明暦元 (1655)	六月亦大旱魃①	
万治 2 (1659)		是年、木曾川洪水①
寛文 元 (1661)	本年旱魃の処①	
寛文 3 (1663)	又本年旱魃、田園を損亡す①	
延宝 2 (1674)		五月、又本月、霖雨九日ニ及ひ、入鹿池満水①
延宝 4 (1676)		七月、庄内川洪水、是月、木曾川、亦洪水①
天和元 (1681)		7/9 暴風、突波、熱田駅亭入水①
貞享 3 (1686)		六月 当夏、洪水①
貞享 4 (1687)		8/7 領内洪水 9/9 大風①
元禄 11 (1698)		亦領内洪水、堤塘、損亡多し①
元禄 12 (1699)		是年、領内洪水①
元禄 14 (1701)		8/9 本日ヨリ名古屋降雨 12日、殊に大雨 8/12 木曾川洪水 8/18 大雨 庄内川稲生堤を崩す①
元禄 15 (1702)		10/2 洪水、天白川堤塘破損、名古屋鳴海等入水①
宝永 2 (1705)		6/26 木曾川洪水 6/28 大風雨、洪水①
宝永 4 (1707)		8/17 大風①
宝永 5 (1708)		7/2 大風、突浪、領内損亡多し①
宝永 8 (1711)		8/10 大風①
正徳 2 (1712)		8/18 大風雨①
正徳 4 (1714)		8/8 大風、領内、樹を抜き、屋を倒す、田園損亡多し①
享保 4 (1719)		7/12 洪水、津島入水①
享保 10 (1725)		6/4 洪水、領内娶振村入水①
享保 12 (1727)		3/3 佐屋川洪水、佐屋駅入水①
享保 13 (1728)		6/7 尾州洪水 6/17 洪水 8/13 洪水①
享保 14 (1729)		9/14 大風雨、洪水①
享保 16 (1731)		8/11 大風①
元文 3 (1738)		5/29 洪水 6/4 洪水、落伏村堤防崩る①
元文 4 (1739)		9/1 洪水、庄内川六合九勺、天白川堤切入り①
元文 5 (1740)		閏 7/22 大風、木を抜き、家を倒す①
寛保元 (1741)		5/17 木曾川洪水、鯛浦堤崩る、庄内川洪水①
延享元 (1744)		六月、洪水①
寛延元 (1748)		9/16 強雨、庄内川洪水①

寛延 2 (1749)		是年、大風、高浪、知多郡長尾村塩浜、荒廃①
寛延 3 (1750)		4/14 洪水、味鏡川切入、大蒲新田水入①
宝暦 3 (1753)		8/16 夜より大雨①
宝暦 7 (1757)		五月、霖雨、洪水①
明和 4 (1767)		7/12 大雨、領内諸川堤塘崩壊①②
明和 7 (1770)	6/4 当年早魃に付御領分之衆民及難儀候付御国三社おいて一万度御祈祷執行被仰付②	
明和 8 (1771)	6/4 早魃、三社ニ奉幣して、雨を祈る①	
安永 3 (1774)		6/7 雷雨強く③
安永 4 (1775)		5/10 大雨 此月近年稀成長雨也③
安永 6 (1777)	七月、早魃、廿日、雨を三社ニ祈る①②	
安永 8 (1779)		八月、洪水、領内大ニ田圃を損す①
天明 2 (1782)		8/9 当年追々大雨御領中所々水難に付衆民為安全御国三社おいて一万度御祈祷執行被仰付②
天明 3 (1783)		七月、霖雨 十八日、用人を三社ニ代参せしめ奉幣、晴れを祈る①②
天明 4 (1784)		8/7 昼夜共に大雨③
天明 6 (1786)		8/29 昨廿九日大風ニ付⑥
天明 8 (1788)		7/23 朝より大風雨③
寛政 3 (1791)		8/20 去月廿日夜大風の節⑥
寛政 9 (1797)	8/9 早魃三社ニ奉幣祈雨①②	
寛政 10 (1798)		当年美濃筋度々之大水ニ而⑥
享和 2 (1802)	七月此頃、雨なく、畠多き村々、雨乞いかける。熱田宮へ祈祷もあり③	7/29 終日大雨、風強く、秋の野分と言うごとく、所々、風がこいをしてさわぐ③
文化元 (1804)		8/29 大雨、枇杷島、七合水也③
文化 4 (1807)		六月、先月廿六日より雨天続、朔日、大雨③
文化 6 (1809)	六月、此節、日照にて、雨乞、龍泉村・甚目寺へ、諸所、村々より多くかける③	
文化 12 (1815)		5/1 大雨、枇杷島川、六合程出水也③ 6/25 大雨
文化 13 (1816)		閏8/4 朝より風雨はげしく、大風にも成様子にて、大雨終日、・・知多郡辺、伊勢路共損亡多しとぞ③
文化 14 (1817)	六月此月雨少く、笠寺辺、雨乞掛るよし、七月雨乞、諸村より甚目寺、龍泉村へかゝり、折々雨降りて③	
文政 3 (1820)		5/8 ~雨天に成、・・17、18日は別而大雨故③
文政 4 (1821)	五月、当年は春より雨少く、此節、猶更照続て、雨乞諸所へかゝり、賑合う先達而、知多郡師崎より、雨乞の礼とて、船にて来る由③	
文政 5 (1822)		7/27 晴 夜五ツ過比大雨、長降りなり、惣じて此頃は折々大雨有③
天保 5 (1834)		閏七月ニ至て六日・十一日兩度大東風④
天保 7 (1836)		(本文略、雨天つづき川々出水につき、快晴のため御国三社で万度の祈祷仰つけられること、五月) ⑦

天保 8 (1837)		八月十三日より空何となく静ならず④
天保 10 (1839)	雨乞いノ記 (早魃の記録) ①	
天保 12 (1841)		5/13 今月十三日前代未曾有之急水⑦
天保 13 (1842)		5/17 昨十七日夜出水ニ而⑦
嘉永 3 (1850)		7/21 午の刻過る頃、俄に東風荒く吹き出し④
安政 2 (1855)		7/25 ~ 29 大雨④
安政 4 (1857)		閏 5/17 出水ニ付、付知村夥敷山抜 18 日、佐屋川出水 19 日、木曾川通出水④
万延元 (1860)		5/11 暴風雨のために諸川氾濫し伊勢湾に高潮⑤
慶応元 (1865)		5/18 強雨のために諸川出水し⑤
慶応 2 (1866)		11/8 三社へ家臣を派遣 11/9 藩主熱田にて明年の氣候順和五穀豊稷を祈祷⑤

※ この表は以下の書籍により作成した。表中の番号は、書籍の番号である。

※ 表中の文章は、必要な部分のみを抜き出したものである。

- ① 『名古屋叢書三編 第二巻 尾藩世記 上』「尾藩世記一〜四」
 ② 『名古屋叢書 第五巻 記録編(2)』「御日記頭書」
 ③ 『名古屋叢書三編 第十四巻 金明録一猿猴庵日記一』
 ④ 『名古屋叢書三編 第十巻 松濤棹筆(抄)下』「松濤棹筆八〜十七」
 ⑤ 『復刻版 名古屋市史 政治編第二』「附録 災異年表」
 ⑥ 『新編 一宮市史 資料編七』(該当年度の触書)
 ⑦ 『新編 一宮市史 資料編八』(該当年度の触書)

資料2 知多郡の早魃被害等一覧

年次	早魃被害等の記事	その他	資料
元禄 11 (1698)	小鈴ヶ谷村・田方 14 町余の内、10 町水有 2 町黒割 2 町白割	3 か所雨池少し水 7 か所雨池水なし	①
享保 3 (1718)	小鈴ヶ谷村・田方 14 町余の内、3 町余白割大痛 7 町余日損中痛 畑方 3 町余の内、2 町余日損大痛 1 町余日損中痛	役所へ御注進	①
享保 9 (1724)	松原村・田方 27 町余の内、13 町水少し 13 町余白われ黒われ 1 町 1 反程植付けず 小鈴ヶ谷村・雨乞たびたび、多額の雨乞費用 (7 貫文余)	役所へ御注進 畑方も大被害	② ①
享保 11 (1726)	松原村・「当当年別而大日損ニ付」「当村之儀ハ悉く大やけ」 小鈴ヶ谷村・雨乞たびたび、多額の雨乞費用 (3 貫文余)	不同免の願 田畑大被害	② ①
元文 4 (1739)	小鈴ヶ谷村・田方 14 町余の内、2 町余白割 3 町余大痛 9 町余白割 中痛	役所へ御注進 畑方も大被害	①
延享 4 (1747)	松原村・田畑ともに早魃の被害の書上げ 小鈴ヶ谷村・田方 14 町余の内、2 町余早損大痛 12 町余大痛 畑 方 3 町余 粟・ひえ・大豆大痛	畑作は壊滅的被害 役所へ御注進	② ①
寛延元 (1748)	松原村・早魃に付、畑方作物被害の書上げ	役所へ達し書	②
寛延 3 (1750)	松原村・森村・鍛冶屋村・「夏秋作之儀ハ永々早魃ニ而」	御救免の願	②
宝暦 2 (1752)	松原村・田畑ともに早魃の被害の書上げ、田方は白われ	畑作は皆腐	②
宝暦 4 (1754)	小鈴ヶ谷村・田方 14 町余の内、6 町程白割 2 町程黒割 4 町程水なし	役所へ御注進	①
宝暦 6 (1756)	松原村・田方はいもち付と早魃の被害、畑方は大やけ	大豆は皆無	②
宝暦 8 (1758)	松原村・「六月十四日大雨、夫ち八月五日迄早損ニ而」「谷中ニ而 十四ヶ村として宮山村清寛(感)寺様おん頼候」 小鈴ヶ谷村・田方 14 町余の内 3 町余白割 4 町黒割	森組 5 カ村雨乞三度 大野谷 14 ヶ村雨乞 役所へ注進	② ①
宝暦 9 (1759)	松原村・雨は少し降ったが「苗代水ニ難成、麦作出来うすく」	麦は実入りなし	②
宝暦 12 (1762)	松原村・「当年早ニ付田畑共日損仕候」	見立免の願	②
明和 4 (1767)	松原村・早魃の被害を御役所に注進 森組五ヶ村・雨乞い、松原村多額の雨乞費用 (金 2 分 3 貫)	御馬塔	②

明和 7 (1770)	松原村・「明和七年寅日干覚」に早魃の被害詳述 長尾村・田方 45 町余の内、19 町余皆無、残り半焼	検見の実施 畑夏作皆無	② ③
安永 5 (1776)	森組五ヶ村・雨乞いをかける、触に「一田方之内当年日損」	五日五夜の雨乞い	②
安永 7 (1778)	森組五ヶ村・雨乞いをかける、早魃の被害書上げ	役所へ御注進	②
寛政 2 (1790)	松原村・田方の黒われ・白われの被害の書上げ 長尾村・四回の雨乞い、多額の雨乞費用（金 6 両余）	大痛み中痛みの被害	② ③
寛政 4 (1792)	長尾村・四回の雨乞い、多額の雨乞費用（金 7 両余） 森組五ヶ村・雨乞いたびたび、松原村多額の雨乞費用	御馬塔	③ ②
寛政 6 (1794)	長尾村・四回の雨乞い、多額の雨乞い費用（金 5 両余） 森組五ヶ村・雨乞いたびたび、松原村多額の雨乞費用	御馬塔	③ ②
寛政 8 (1796)	松原村・田方の黒われ・白われの被害の書上げ	大痛み中痛みの被害	②
寛政 9 (1797)	松原村・早魃に付、田方の黒われ・白われ被害の書上げ 森組五ヶ村・雨乞いたびたび、松原村多額の雨乞費用 長尾村・多額の雨乞い費用（金 5 両余）	大痛みの被害 御馬塔	② ② ③
寛政 10 (1798)	森組五ヶ村・雨乞いたびたび、松原村多額の雨乞費用	御馬塔	②
寛政 11 (1799)	森組五ヶ村・雨乞いをかける、早魃の被害を注進 長尾村・三回の雨乞い、多額の雨乞い費用（金 3 両余）	御馬塔	② ③
文化元 (1804)	松原村・「当夏永々早魃ニ付」田畑とも早魃の被害大	見立免の願	②
文化 14 (1817)	松原村・「四両三匁三分八厘 当夏日照ニ付、雨乞祈願」 横須賀組十ヶ村・雨乞いたびたび	多度神社へ祈願	② ④
文政元 (1818)	松原村・「永々照損田方痛相成申ニ付、御達申上候」 寺本四ヶ村・八月に二度惣社（八幡者）へ雨乞い 長尾村・四回の雨乞い、多額の雨乞い費用（金 5 両余）	田方・中痛・大痛	② ④ ③
文政 4 (1821)	長尾村・四回の雨乞い、多額の雨乞い費用（金 5 両余） 森組五ヶ村・雨乞いたびたび 松原村多額の雨乞費用 木ノ山村・「近村拾ヶ村申合、戸田明神雨乞願」	御馬塔 村々祭礼	③ ② ⑤
文政 8 (1825)	小鈴ヶ谷村・田方 14 町余の内、2 町余皆無 6 町余白割 6 町余黒割	役所への達し書	①
文政 9 (1826)	森組五ヶ村・雨乞いたびたび、被害の注進 寺本四ヶ村・五月から七月に雨乞い 小鈴ヶ谷村・雨乞たびたび、多額の雨乞費用（3 貫文余）	見立免の願 雨池の水を落とす	② ④ ①
天保 10 (1839)	松原村・羽根村・鍛冶屋村・「当夏以来永々照統米品悪敷」 横須賀組十ヶ村・雨乞いたびたび、多度神社などへ雨乞 生路村・七回の雨乞い、多度神社・猿投神社などへ雨乞 緒川村・「日照引統候ニ付」雨乞祈願	御払居納の願 御馬塔 獅子舞・笹馬	② ④ ⑥ ⑨
天保 14 (1843)	松原村・田方 27 町余の内、14 町余黒割 13 町余白割	役所への達し書	②
嘉永元 (1848)	横須賀組十ヶ村・雨乞いたびたび、多度神社などへ雨乞 森組五ヶ村・雨乞いたびたび	御馬塔 38 疋 御馬塔	④ ②
嘉永 5 (1852)	横須賀組十ヶ村・雨乞いたびたび、多度神社などへ雨乞 生路村・六回の雨乞い、多度神社・猿投神社などへ雨乞 吉川村・「先々月下旬日照統」のため畑方作物立枯 森組五ヶ村・雨乞いたびたび 松原村多額の雨乞費用	御馬塔 36 疋 獅子舞・御馬塔 陣屋への達し書 御馬塔	④ ⑥ ⑦ ②
嘉永 6 (1853)	森組五ヶ村・雨乞たびたび 松原村費用（金壹両 13 貫余） 横須賀組十ヶ村・雨乞いたびたび、多度神社などへ雨乞 英比十六ヶ村・岩滑村・「大早魃にて五月より八月」に一滴の雨も 降らず、神仏に雨乞 長草村・吉川村・半月村・八ツ屋新田・猪伏村・追分新田・ 「夏以来永之照統」により田畑が甚大な被害	御馬塔 大野谷十七ヶ村雨乞 田畑の被害甚大 夫喰御救の願書	② ④ ⑧ ⑦
安政 2 (1855)	森組五ヶ村・雨乞たびたび 松原村多額の雨乞費用 生路村・七回の雨乞い、多度神社などへ雨乞	御馬塔 獅子舞・御馬塔	② ⑥
文久元 (1861)	森組五ヶ村・雨乞たびたび 松原村多額の雨乞費用	御馬塔	②
文久 2 (1862)	森組五ヶ村・雨乞たびたび 松原村多額の雨乞費用 生路村・五回の雨乞い、多度神社・猿投神社などへ雨乞	御馬塔 獅子舞・御馬塔	② ⑥
元治元 (1864)	森組五ヶ村・雨乞たびたび 松原村多額の雨乞費用 生路村・七回の雨乞い、猿投神社へ雨乞	御馬塔 獅子舞・御馬塔	② ⑥

- ①小鈴ヶ谷村盛田家文書（常滑市・鈴浜資料館所蔵）
 ②松原村文書（知多市・小島家所蔵文書）
 ③長尾村三井家文書（武豊町歴史民俗博物館所蔵）
 ④「六兵衛万覚書二」（『知多市誌 資料編四』知多市役所 1984年）
 ⑤「庄屋勤役中の記録抜書」（『大府市誌 資料編近世』大府市 1990年）
 ⑥「村方雨請覚帳」（『新編 東浦町誌 資料編 6 教育・民俗・文化』知多郡東浦町 2001年）
 ⑦「第3章 農民と農業 第4節 災害・病虫害など」（『大府市誌』大府市 1986年）
 ⑧「四、弘化以後の天災」（『半田町史』p370 復刻版 名著出版 1973年）
 ⑨「乍恐奉願上候御事」（『新編 東浦町誌 資料編 4 近世』p393（知多郡東浦町 2004年）

資料3 知多郡松原村の雨乞い関係一覧表

年次	月・日	雨乞記事等	金額等
宝暦12年 (1762) ㊦	11・	是ハ七月雨請御礼銭十一月三日ニいせ与村太夫江遣	762文 合計 762文
宝暦13年 (1763) ㊦	3・13 3・ 6・14 6・22 6・ 6・20 7・1 7・8 11・3	是ハ三月十三日、松原村・大草村・羽根村・鍛冶屋村・森村・岡田村、六ヶ村組合雨請割合鍛冶屋村より入用ニ遣 是ハ鍛冶屋村くわんおん（観音）江雨請御礼馬之とう諸入用 是ハ六月十四日、松原村・大草村・羽根村・岡田村・森村・鍛冶屋村、六ヶ村組合雨請割合森村寄入用ニ遣 是ハ六月廿二日、太神宮様江雨請之節村方ニ而いさみ諸入用 是ハ早御願書ちん 是ハ六月廿日、松原村・鍛冶屋・羽根・大草・森・岡田、六ヶ村組合雨請割合岡田村寄入用ニ遣 是ハ七月一日、大草村・松原村・羽根村・鍛冶屋村・森村・岡田村、六ヶ村組合雨請割合羽根村寄入用ニ遣 是ハ七月八日、雨請御礼秋葉様ニ而いさみ諸入用 是ハ七月雨請御礼銭、十一月三日ニいせ与村太夫江遣	1貫070文 2貫685文 1貫003文 1貫270文 20文 1貫643文 1貫905文 1貫523文 762文 合計 11貫881文
明和元年 (1764) ㊦	7・2	是ハ七月二日雨請御礼大草村天王様江しんかく（神楽）諸入用	3貫824文 合計 3貫824文
明和2年 (1765)	3・ 5・5 ” 5・25 6・1 6・3 6・10 6・ 10・26	福島与村太夫奉加ニ遣ス 村寄雨乞諸入用「是ハ五月五日大草村羽根村岡田村森村鍛冶屋村松原村六ヶ村組合雨請割合当村寄り入用㊦」 村寄雨請御礼馬頭入用羽根村稻荷様共 鍛冶屋寄雨乞入用 森村寄雨請入用「是ハ六月朔日岡田村森村鍛冶屋村松原村羽根村大草村六ヶ村組合雨請割合森村寄入用㊦」 雨乞秋葉様江いさみ諸入用 岡田村寄雨乞入用 「是ハ早御願書ちん㊦」 雨乞御礼銭与村太夫江遣	1両 1貫015文 1貫689文 1貫008文 1貫806文 1貫350文 2貫233文 12文 822文 合計 金1両 9貫935文
明和3年 (1766)	7・7 8・4 ” ” ”	羽根村寄雨請入用大ノ遣鍛冶屋村遣共 大草村寄雨乞入用 いさみ寄り、ちや・木・たばこ 「大草村寄雨乞入用」 「天王様江雨乞御礼しんかく（神楽）諸入用」	914文 584文 12文 862文 2貫300文 合計 4貫672文
明和4年 (1767)	4” ” ” 5・ 5・28 ” 6・ ” ” ”	村寄雨乞入用 雨乞馬頭聞合 岡田村江多七 雨乞御礼馬頭馬付（四人） 右御馬頭諸入用大豆共 鍛冶屋寄雨乞入用 森村寄雨乞入用 右同断 利遣 二日 早御注進書ちん 岡田寄雨乞入用	767文 五合ツ、 600文 822文 金1分 390文 20文 金1分164文

	〃 7・ 〃	右同断 秋葉雨乞礼金岡田村江遣 右同断	700 文 283 文 80 文 合計 金 2 分 3 貫 826 文
明和 5 年 (1768)	5・ 6・ 〃 〃 〃 〃 〃 〃 6・28 〃 7・18	羽根村寄雨乞諸入用 大草村天王江雨乞御礼しかく (神楽) 丁ちんろうそく 右之時酒代 右しがく (神楽) 竹代 大草村寄雨乞諸入用 羽根・大草両村寄雨乞、いさみ酒付 〃 酒代 〃 酒代 〃 酒代 村方寄雨乞太神宮様江 一 三日 夏物早御注進遣 右注進書ちん 早御注進遣 右願書書ちん	1 貫 248 文 562 文 300 文 32 文 1 貫 314 文 500 文 500 文 500 文 500 文 金 2 分 260 文 7 文 20 文 合計 金 2 分 5 貫 743 文
明和 6 年 (1769)	6・1 6・3 7・1	森村寄雨乞入用 岡田村寄雨乞入用 羽根村寄雨乞入用	1 貫 205 文 金 1 分 582 文 1 貫 985 文 合計 金 1 分 3 貫 772 文
明和 7 年 (1770)	6・ 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 7・ 〃 〃	りうじん (龍神) 雨請入用 鍛冶屋村雨請入用 右同断 森村雨請入用 岡田より雨請入用 右同断いさみ入用 あつた (熱田) 様雨請入用 あつた (熱田) 様雨請入用御馬頭若イ中遣 あきは (秋葉) 雨請 おいねかい (追願) 二寺遣 一 三日 雨乞御願遣 願書ちん 一 三日 右同断 あつた (熱田) さま雨乞御礼御馬頭入用 一 三日 早願之時 御願書ちん	1 貫 338 文 金 1 分 050 文 1 貫 050 文 560 文 1 貫 603 文 1 貫 650 文 600 文 500 文 700 文 10 文 850 文 10 文 合計 金 1 分 8 貫 921 文
明和 8 年 (1771)	5・ 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 6・1 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 6・ 〃 〃	雨乞入用 〃 右同断あふら・こま 雨乞鍛冶屋より 雨乞鍛冶屋より 五ヶ村寄り相談入用 五ヶ村寄之時たはこ 早願いろいろ 三日 願書 大の (野) 寄り入用 大法寺雨乞御礼入用 森寄雨乞入用 森雨乞跡割 大雨御注進書之時 二日半	849 文 100 文 20 文 金 1 分 803 文 243 文 18 文 24 文 148 文 466 文 1 貫 189 文 967 文 合計 金 1 分 4 貫 827 文
明和 9 年 (1772)	10・ 〃	す原祢宜えほし奉加 す原祢宜	500 文 400 文 合計 900 文

	<ul style="list-style-type: none"> ” ” ” ” ” ” 7・ ” ” 10・ 	「ちんしゆ（鎮守）雨乞之時とうめう料」 ちんしゆ（鎮守）へ雨乞丁ちん（提灯）・ろうそく代 右いさみ酒代 羽根寄龍神雨乞中いさみ諸入用 龍神御礼雨乞しんかく（神楽）入用 右御礼之時酒代 村寄大神宮雨乞入用 右いさみ酒代 大神宮雨乞いさみ酒代 たと（多度）社家上下式人昼休米代	金2分 300文 500文 850文 416文 2貫500文 金1分835文 2貫100文 1貫500文 48文 合計 金1兩 10貫484文
天明元年 (1781)	<ul style="list-style-type: none"> 5・ ” ” ” ” 6・ ” ” ” ” 	鍛冶屋村寄雨乞 稻荷雨乞酒代 右御礼馬頭代 氏神湯たて入用 森村寄雨乞入用 右雨乞提灯・ろうそく代 「雨乞馬頭入用」 「雨乞午かし」 「 不 四人雨乞午付」	1貫109文 2貫800文 850文 585文 2貫411文 230文 500文 大豆1升 20文 5合ツ、 合計 8貫505文
天明2年 (1782)	<ul style="list-style-type: none"> 3・ 7・ 	多度奉加 大雨御注進	100文 合計 100文
天明3年 (1783)	<ul style="list-style-type: none"> 4・ 5・ 	大雨之時せき下・神田所々見分 一 森村江 たと（多度）祢宜人足	
天明5年 (1785)	<ul style="list-style-type: none"> 5・ ” ” ” ” ” ” 6・ ” ” ” ” ” ” ” ” 	村寄雨乞入用 右雨乞いさみ馬頭入用 稻荷雨乞礼金割合 鍛冶屋寄雨乞入用 秋葉雨乞、酒・提灯・ろうそく 羽根村稻荷雨乞御礼割合 森村寄雨乞入用 龍神雨乞諸入用御礼之時 石瀬村雨乞入用 右雨乞大草村寄入用 右雨乞御礼馬塔入用 右馬塔馬礼代 右御礼酒代三斗貳升	976文 1貫300文 330文 金1分600文 854文 474文 1貫318文 1貫300文 金1分 1貫536文 100文 1貫100文 500文 2貫950文 合計 金2分 13貫338文
天明6年 (1786)	<ul style="list-style-type: none"> 11・ ” 	たと（多度）泊り米代 同とまり	112文 56文 合計 168文
天明8年 (1788)	<ul style="list-style-type: none"> 2・ 	たとう（多度）大神宮初穂	100文 合計 100文
寛政4年 (1792)	<ul style="list-style-type: none"> 3・ ” ” ” ” ” 4・ ” ” ” 5・ ” 6・ ” 7・ 	岡田村寄雨乞入用 右雨乞馬之頭諸入用わかい者遣 羽根村寄雨乞入用 羽根村寄雨乞馬頭入用 右雨乞いさみ酒代 村寄雨乞入用 右雨乞いさみ酒 鍛冶屋村寄雨乞入用 森村寄り雨乞跡割 岡田村寄雨乞入用 岡田村寄雨乞いさみ酒 森村寄雨乞入用	金2朱467文 1貫100文 1貫185文 1貫050文 2貫500文 2貫065文 1貫文 金1分300文 金2朱500文 2貫160文 1貫500文 1貫185文

寛政12年 (1800)	4・ 6・ 〃 〃 12・	多度勤化 岡田村雨乞入用 右同断入用 雨乞油日用代共 雨乞払落	48 文 1 貫 654 文 300 文 200 文 493 文 合計 2 貫 695 文
享和元年 (1801)	3・ 6・ 〃 〃 7・ 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 10・	森村寄雨乞入用 雨乞洗米代 雨乞状持 岡田村 多七 鍛冶屋村より雨乞入用 馬頭代 内三百文灯明料 馬頭かいは (飼葉) 持 右同断 同せつたい 馬頭之時 舞台持人足 (四人) 右之時内人足 右同断 馬頭馬付 (四人) 大草村雨乞銭 山祝儀 雨乞銭 大草村だし (標具) 代 雨乞之時米代 多度初穂	1 貫 040 文 35 文 1 貫 382 文 500 文 2 合 2 合 3 合 1 人 2 合ツ、 3 合 3 合 1 人 4 合ツ、 金 1 分 500 文 500 文 453 文 100 文 合計 金 1 分 4 貫 510 文
享和 2 年 (1802)	6・ 〃 〃 〃 7・ 〃 〃 〃 〃 10・	羽根村雨乞入用 岡田村寄雨乞入用 大風の願 御役所 右同断 御役所 馬頭たし (標具) 代 馬礼 馬付 (四人) 馬大豆代 雨乞御礼入用春寄共 多度勤化	金 2 朱 421 文 1 貫 081 文 500 文 300 文 1 人 3 合 5 勺ツ、 65 文 538 文 48 文 合計 金 2 朱 2 貫 953 文
文化元年 (1804)	6・ 〃 〃 〃 〃 〃 〃 7・ 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	羽根寄雨乞入用 岡田村雨乞入用 しんかく (神楽) 竹 しんかくたし (標具) 分 若しんかく酒手代 森村寄雨乞入用 鍛冶屋村雨乞入用 馬頭代 雨乞入用米いろいろ 同着代 馬頭大豆代 馬付 (四人) 雨乞馬頭大豆代 雨乞馬付 (四人) 雨乞たし (標具) 代 雨乞寄入用米いろいろ 御役所 早願之時	1 貫 207 文 1 貫 364 文 10 文 808 文 800 文 金 2 朱 1 貫 125 文 1 貫 211 文 1 貫文 509 文 35 文 1 升 1 人ニ 3 合ツ、 1 升 1 人 2 合ツ、 500 文 433 文 合計金 2 朱 9 貫 002 文
文化 3 年 (1806)	12・	雨乞払落	220 文 合計 220 文
文化 4 年 (1807)	3・ 〃 〃	鍛冶屋村より雨乞 馬頭代 馬付 (四人)	1 貫 107 文 500 文 1 人 2 合ツ、

	<p>〃 馬頭大豆代 〃 雨乞米代 〃 馬頭代 〃 雨乞せつたい馬かい人足 (四人) 〃 馬付 (四人) 〃 右同断米・下薪、いろいろ 〃 当村寄雨乞入用 〃 馬頭かいは (飼葉) 代 4・ 雨乞入用しんかく (神楽) いろいろ 〃 岡田寄雨乞入用 〃 馬之塔たし (標具) 代 〃 大の (野) 甚太夫へ遣 雨乞参銭</p>	<p>1 升 627 文 500 文 1 人 3 合ツ、 1 人 1 合 5 勺ツ、 845 文 金 2 朱 207 文 50 文 銀 2 匁 815 文 1 貫 118 文 500 文 400 文 合計 金 2 朱銀 2 匁 6 貫 669 文</p>
文化 5 年 (1808)	<p>2・ 田度 (多度) 大神宮 6・ 森寄雨乞入用 〃 馬頭たし (標具) 代 〃 礼 若者酒代 〃 勇之時米下薪いろいろ 〃 雨乞馬付 閏 6・ 雨乞入用 7・ 雨乞追願入用 〃 雨乞不足</p>	<p>100 文 金 2 朱 380 文 500 文 銀 7 匁 326 文 1 人 1 合 5 勺ツ、 金 2 朱 885 文 金 2 朱 454 文 6 文 合計金 1 分 2 朱 2 貫 651 文</p>
文化 7 年 (1810)	<p>3・ 多度大神宮 6・ 鍛冶屋寄雨乞 雨乞米代 〃 同同断ふし 〃 同同断 〃 同造方 〃 下薪 〃 こま (護摩) 〃 あふら (油) 7・ 雨乞寄金 〃 岡田雨乞馬頭代 〃 雨乞馬代 〃 右馬付岡田 (四人) 〃 竹代</p>	<p>100 文 金 2 朱 209 文 400 文 60 文 124 文 200 文 50 文 8 文 24 文 金 2 朱 213 文 500 文 大豆 1 升 24 文 合計金 1 分 1 貫 912 文</p>
文化 9 年 (1812)	<p>6・ 雨乞寄米代 〃 右同断下薪・油等取替 〃 馬頭たし (標具) 代 〃 羽根村迄雨乞馬付 (四人) 〃 雨乞入用 7・ 雨乞入用 〃 羽根村雨乞御礼金 11・ 多度大神宮泊代</p>	<p>376 文 156 文 500 文 金 2 朱 200 文 767 文 291 文 100 文 合計 金 2 朱 2 貫 390 文</p>
文化 11 年 (1814)	<p>5・ 鍛冶屋寄雨乞 6・ 雨乞たし (標具) 代 〃 馬かり代 〃 雨乞入用 羽根寄 〃 同寺へ遣雨乞見舞い 〃 寄下薪代油 〃 同祈禱之時米代 〃 二度分、下薪・こま (護摩)・油 〃 雨乞馬頭代 〃 雨乞人足 (八人)</p>	<p>金 2 朱 210 文 500 文 300 文 金 2 朱 223 文 300 文 39 文 179 文 74 文 500 文</p>

	// 7・ // // // 8・	羽根雨乞だし (標具) 代 羽根馬之頭 羽根村迄馬付 (四人) 十式文つゝ 岡田村馬付 (四人) 雨乞寄米下薪いろいろ 雨乞岡田・森寄入用 雨乞礼下寺へ遣	500 文 大豆 1 升 48 文 364 文 748 文 金 1 分 合計 金 2 分 2 貫 639 文
天保13年 (1842)	6・20 7・17 // 8・	鍛冶屋村より雨乞五十匁のわり合 雨乞寄二人 雨乞割合 七月廿八日分 雨乞礼金	金 2 朱 202 文 白米五升 金 2 朱 201 文 銀 7 匁 7 分 合計 金 1 分 銀 7 匁 7 分 403 文
天保14年 (1843)	7・27 // 8・ //	雨乞羽根寄わり合 御神酒代 森寄雨乞わり合 雨乞御礼戻り入用	銀 9 匁 2 分 5 厘 銀 1 匁 2 分 銀 9 匁 2 分 5 厘 白米 1 升 5 合 合計 銀 19 匁 7 分
弘化 2 年 (1845)		(雨乞の記載なし)	
弘化 3 年 (1846)	4・10 //	桑名タド (多度) 勸化 多度禰宜壺人木錢薪代不遣事	32 文 合計 32 文
弘化 4 年 (1847)	4・9 5・25 // 6・ // // // // // 6・13 •21 // 6・ •28 // // // // 7・22	桑名多土山勸化 雨乞割合 廿五日之分 平八分 雨乞寄り 参会壹度 妙音院雨乞祈祷料 同 同 礼金 村方白山様雨乞御礼之ばん方入用 雨乞御礼之節せつたい茶所割木入用 雨乞御礼だし (標具) 代 当初寄元雨乞割合 雨乞寄 羽根村り寄雨乞割 羽根寄雨乞 参会一度 万右衛門 雨乞中油壺升三合代 夕方雨降り岡田村ニ御礼、出戻り之節めし入用 雨乞御祈祷之節御洗米ニ遣し 五月廿七日と六月三日迄之分 岡田・森雨乞御礼だし (標具) 代 先月雨乞当り之節 ぜんまめ代 森村雨乞御礼金 五ヶ村式朱割	20 文 金 2 朱 183 文 金 1 分 金 2 朱 白米 1 升 5 合 38 文 500 文 金 2 朱 335 文 白米 7 升 5 合 金 2 朱 335 文 742 文 白米 1 升 8 合 白米 4 合 500 文 24 文 147 文 合計 金 3 分 2 貫 824 文
弘化 5 年 (1848)	6・28 7・4 7・18 7・20 // // // // // 8・	雨乞岡田寄五ヶ村割 森寄雨乞わり合 鍛冶屋寄雨乞割 森雨乞礼だし (標具) 代、下若へ遣し 鍛冶屋雨乞、参会一度 雨乞中勇之時割木 雨乞灯明金わり 雨乞祈願中御洗米ニ遣し 五ヶ村雨乞御礼金	金 2 朱 183 文 金 2 朱 178 文 金 2 朱 332 文 500 文 24 文 金 2 朱 284 文 白米 5 合 金 2 朱 合計 金 2 分 2 朱 1 貫 501 文
嘉永 2 年 (1849)	6・ // // //	雨乞灯明金 わり合 当村わり合代 灯明料預り、此内壺分上寺へ礼金 又五百文久平へ礼	金 2 分 500 文 金 2 朱 187 文 金 2 分

	<p>” 雨乞寄 ” すし飯 ” 雨乞中勇之時 ” 中勇之時 ” 雨乞寄之時灯代 ” 鎮守様雨乞御洗米 7・ 雨乞之時そうめん代 ” 雨乞之時たまり三合式勺</p>	<p>白米6升 白米1升5合 24文 白米1升 40文 白米5合 112文 107文 合計 金1兩2朱 970文</p>
<p>嘉永3年 (1850)</p>	<p>6・18 羽根村寄雨乞寄りわり合 ” 参会一度 雨乞 7・23 雨乞礼金五ヶ村わり合 8・ 雨乞岡田御礼 若イ者(標具)代</p>	<p>金2朱189文 151文 500文 合計 金2朱 840文</p>
<p>嘉永4年 (1851)</p>	<p>7・13 雨乞御礼之時キス代 7・19 だし(標具)代、下若へ遣し ” 雨乞御礼ハ亥七月十八日岡田村神明宮 ” 当年者一度限り岡田寄也 ” 七月三日より祈願九日迄 8・ 雨乞御礼之時岡田村ニ而下駄不足代 8・20 桑名タド(多度)小串肥後守 勸化</p>	<p>65文 500文 118文 15文 合計 698文</p>
<p>嘉永5年 (1852)</p>	<p>5・ 「鍛冶屋村寄雨乞諸入用」 6・5 鍛冶屋寄雨乞割合 ” 雨乞灯明料(内金1分下寺礼・500文助左へ礼) ” 雨乞御せん米 6・14 十四日雨乞寄ニ付 造用預りニ成 ” 下寺へ礼金 ” 十四日寄雨乞わり合 ” 雨乞よりすし飯 ” 一雨乞 料理壺日 定助 ” 一同 下働 助七 ” 下若たし(標具)代 6・23 羽根村寄雨乞参会 ” 与平二分 御役所 大法寺雨乞礼達し 6・27 上ヶ若 二度分 だし(標具)代 7・7 下若たし(標具)代 7・12 村かヶ雨乞 白山社御礼 上若だし(標具)代 ” 二度之雨乞御礼之節 7・27 二度目いなり様御礼 下若だし(標具)代 8・16 雨乞馬付 上ヶ若 いなり一度 鍛冶屋観音一度 ” 下若 福田寺龍神一度 いなりへ一度 7・ 「龍神雨乞御礼」 ” 「竜神雨乞御礼」</p>	<p>金1分42文 金2朱 193文 金2分 白米5合 銀20匁 銀7匁5分 銀12匁4厘 白米1升5合 700文 金1分 1貫400文 700文 700文 大豆2升184文 700文 523文 200文 合計金2兩2朱 銀39匁5分4厘 5貫342文</p>
<p>嘉永6年 (1853)</p>	<p>5・ 雨乞御礼合済之時ちや・酒、いろいろ ” 森村寄雨乞諸入用 ” 鎮守様雨乞御神酒・油、いろいろ ” 同雨乞御礼馬頭諸入用、若イ者ニ遣 ” 同御礼酒代 ” 右御礼馬頭代 ” 右雨乞御礼金割合 ” 右之時馬付人足四人分 6・ 岡田村寄雨乞諸入用 ” 岡田村寄雨乞いさみ酒代 7・ 羽根村寄雨乞諸入用 ” 伊勢雨乞祭酒壺斗六升 ” 村寄雨乞入用祭酒代共</p>	<p>150文 1貫280文 135文 1貫350文 1貫670文 100文 654文 金1分 金1分605文 1貫664文 金1分1貫17文 1貫500文 金1分1貫500文</p>

	8・	鍛冶屋村寄雨乞諸入用 鍛冶屋村寄雨乞いさみ入用	1貫263文 583文 合計 金1兩 13貫471文
安政2年 (1855)	3・22 5・2 " 5・10 " 5・18 " " " 5・21 6・18 " " " 6・28 6・25 " 7・4 " 7・12 " 8・1 11・22	多度 小串肥後守 一日寄り雨乞 羽根触 種へ参会金六行 白山祈願三日と九日迄 二候 羽根稻荷祈願十日二度目ニ寄り 岡田触 松原・羽根雨乞(略) 両 所之礼金共壹兩壹分之わり 五月十八日寄 一雨乞岡田観音祈願 灯明金三十匁わり 下寺新古わり合分 雨乞灯明金 下寺へ礼馬金 雨乞糠代四升 六月十八日寄鍛冶屋村宿元 雨乞七日七夜 二度目くじ落 白山社松原村 組頭利兵衛行 十九日より廿五日迄上寺祈 雨乞わり 右式分ハ白山式度目祈油代、式朱ハ五月廿八日岡田へ祈 馬之分迄迎わりニ成 灯明料預り 内壹分上寺へ礼 式朱馬頭ニ付五ヶ村より礼 五百 文助さへ礼 雨乞糠飼葉式升 雨乞之礼 二度分せつたい共 五篇目雨乞入用松原元 雨乞 種八席料 六度目 羽根触雨乞 熱田祈 灯明金壹兩わり合 雨乞参会五度分 種八造用わり 十八貫四百八十式文 両若ニだし(標具) 代あつた札片組へ五百文ツ、メ壹貫文遣ス 勢州桑名郡多度社勧化	12文 銀13匁8分9厘 銀5匁5分6厘 金2分 金2朱 60文 銀6匁9分5厘 金2分 30文 100文 銀8匁3分3厘 500文 銀11匁1分7厘 金2分070文 1貫文 6文 合計金1兩2分2朱 銀45匁9分 1貫778文
安政5年 (1858)	2・7 2・27 " " " 8・22	桑名多度 平野伊予守勧化 但し参会申相之上五ヶ村にて雨乞わり之間、廿六日参会メ式貫七百 文遣ス " 三百文鍛冶屋・五百文松原・八百文森・七百文岡田・四百文羽根 メ " 桑名小串肥後守代官、壹朱申請度、当年限り	12文 500文 金1朱 合計 金1朱512文
安政6年 (1859)	6・10 6・25 7・6	桑名多度小串肥後守太々神樂午之分代官へ遣し 廿五日寄り 森 種八 雨乞七日七夜 鍛冶屋大法寺祈り 六月 廿五日夜と廿八日中勇とも 灯明金計のわり合 雨乞御礼之時支度等いろいろ	金1朱 銀5匁5分6厘 150文 合計 金1朱 銀5匁5分6厘 150文
万延元年 (1860)	6・4 7・8 ・13 " 8・24 11・10	初寄 雨乞参会 鍛冶屋寄り元 銀右衛門行番 五ヶ村わり合 銀右衛門取替 七日七夜 願主願所日長之御社 五日と十一日迄 雨乞御礼金式朱五ヶ村之わり合 才兵衛すし代 六月十三日雨乞之礼之節文蔵持参 洲原明神 日永社祭りニ付、五ヶ村受之割 桑名多度 小串肥後守代官水の治作 雨乞種八入用割	銀5匁5分6厘 154文 100文 39文 24文 金2朱 131文 合計 金2朱 銀5匁5分6厘 448文
文久元年 (1861)	5・	雨乞初参会 松原触本 種八寄り 五月廿六日鍛冶屋観音懸り 同廿日中勇	銀6匁9分5厘

	<p>三十匁灯明料 七匁五分御礼金 右へ御米出し 釣り五十八文受取 寄本ニ付定例之通り種八席料 再雨乞 羽根触本 種八寄 羽根稻荷社祈願 雨乞御礼之時御肴代 三度目雨乞 参会弾右衛門行 岡田慈雲寺観音いのり 四度目雨乞 森番 茂兵衛行 洲原江祈願料式両御座候、式分外ニ森方壹人は又式分森村方 一式両祈願両 一式分日雇料 〆式両式分 (略) 7・ 岡田雨乞礼之節両度組頭衆御酒之せつ口取とり式人 7・7 下若岡田村雨乞礼だし (標具) 代 (以下は上に入っていると考えられるので合計には加えない) (洲原大神宮雨乞一件 一前々記置候通り 一金式両 祈願料 一同壹両 森・松原方日雇 一同壹両壹分 雨ヲ貰候御礼金 一同式分 松原・兵左衛門 御礼代参日雇 〆四両三分 百石目二付十匁五分六厘ツ、)</p> <p>7・13 下若たし (標具) 代 7・14 上若両度だし (標具) 代 8・7 小串肥後守 申年分 代小栗二作 " 同酉年分</p>	<p>500 文 銀 6 匁 9 分 5 厘 130 文</p> <p>金 1 分 3 朱 金 2 両 2 分</p> <p>164 文 500 文</p> <p>500 文 1 貫文 50 文 50 文 合計 金 2 両 3 分 3 朱 銀 13 匁 9 分 2 貫 894 文</p>
<p>文久 2 年 (1862)</p>	<p>5・7 去初秋洲原様火除御礼申請五ヶ村にて〆壹両御はつ穂 (略) 5・25 雨乞初寄り 鍛冶屋村寄元 種八参会 当日橋本行 羽根稻荷くし (籤) 落 廿六日五七日七夜 廿九日中之勇 6・3 六月三日、湯願之節わり合銀 はし本取替 6・14 雨乞二度目 参会弾右衛門行 松原触元 洲原へ祈願 翌早朝兵 左衛門ニ森方壹人 右割合三拾三匁二分五厘 6・ 洲原行、手紙杉原水引入 洲原行 森壹人兵左衛門〆式人 六月十五日出立十七日昼分帰宅 十七日森へ御迎りニ行く、はやし方なし、同夜両若へ囃子申付、 夫故当ばん (番) はやし致候 洲原宮御洗米用ヒ 6・27 三度目雨乞参会 羽根番弾右衛門行、此時又々洲原之筈ニ極り、五ヶ 村方壹人ツ、参詣之筈、松原村ハ兵左衛門ヲ以兼帯ニ而、別ニ参詣 人なし、此時わり合ハなし 洲原雨乞ニ付 7・10 六月廿一日兵左衛門ヲ以沙汰之時壹両為持、右之節日雇式分、又 六月廿七日五ヶ村方壹人ツ、之時兵左衛門へ式分遣し 〆式両也 (略) 松原村分 右九日わり合之節、割合書付遣 (略) し 雨乞参会 種八入用 五ヶ村わり、森村庄屋所へさし出ス 7・27 洲原行 三百文、五ヶ村割合分鍛冶屋村へさし出ス</p>	<p>銀 11 匁 1 分 1 厘 金 1 分 447 文</p> <p>金 2 分 1 朱</p> <p>21 文</p> <p>白米 5 合</p> <p>金 2 両 銀 141 匁 6 分 金 2 分 46 文 58 文 合計金 3 両 1 分 1 朱 銀 152 匁 7 分 1 厘 572 文</p>
<p>文久 3 年 (1863)</p>	<p>4・6 洲原御師 主従式人支度 5・19 雨乞参会 当年初寄り 森触出し 種八より 岡田慈雲寺観音 七日七夜之願行 忠兵衛行 7・4 海岸一件・雨乞参会 両度入用 五ヶ村 種八割合 多土 (度) 神主 小串肥後守 右昼支度 式人 10・4 多度 谷口加賀守 代官吉田左門 12・9 同人当年分太々講之礼三ヶ年ニ済ス 右吉田と申仁ハ子年ハ名古屋 " と申而來ル、昨戌年ハ三月九日三谷金吾ヲ伴ひ上ケ新之右衛門へ泊 り、已來能覚置人物なり</p>	<p>124 文</p> <p>金 2 分 2 朱 1 貫 559 文 24 文 132 文 24 文 48 文</p> <p>合計 金 2 分 2 朱 1 貫 911 文</p>

元治元年 (1864)	4・10 ” 4・12 6・22 ” ”	いせ多度 小串肥後守 例年 同人 去年を丑迄三ヶ年太々講 雨乞参会 初寄 触元 鍛冶屋 (略) 祈り元 岡田・慈雲寺観音 (略) 御礼金共わり合 雨乞当番ニ付 種八 席料 雨乞割 六月廿二日会合 雨乞寄 座元 松原 種八寄り 松原白山へくし(籤) 落 下寺いのり番 七日七夜 寄へ茂兵衛行 当座ニ灯明金貳分と礼金貳朱と預米 此度ハ岡田抜キ四ヶ村之神 社仏閣へくじ入、熱田龍神へ相談を致候得共、先此度ハ四ヶ村にて と申事ニ而、四ヶ村之くじ入 雨乞御洗米 再雨乞参会 座元 羽根 もり種八寄り永吉行 洲原へ祈祷、但し多度と両方へくじ入り、洲原へ落、行て鍛冶屋 徳左衛門・森お老人、祈祷料三両之申合 壹両右兩人へ日雇代 〆四両分 荒割 貳分貳朱 羽根 貳分貳朱 鍛冶屋 壹両 岡田 壹両 森 三分 松原 (略) 雨乞相談 触本 岡田 忠兵衛行 (略)	24 文 48 文 銀 6 匁 9 分 5 厘 500 文 金 2 朱 白米 5 合 金 3 分 金 2 分 金 3 分 1 朱 155 文 24 文 銀 16 匁 6 分 6 厘 24 文 48 文 銀 16 匁 6 分 7 厘 合計金 2 両 1 朱 銀 40 匁 2 分 8 厘 823 文
慶応元年 (1865)	9・14 ” 9・20 9・22 ” 12・20	多度 谷口加賀守 同人配札料 洲原御師村中配札之上屋支度代 たど 小串肥後守勸化 右太々講 龍居多度 谷口加賀守 太々講分 同断配札料	48 文 24 文 93 文 24 文 金 1 朱 72 文 合計 金 1 朱 261 文
慶応 2 年 (1866)	6・28 ”	多度 谷口 同人配札	48 文 24 文 合計 72 文

※この一覧表は、それぞれの年次の松原村の「下用敷帳」(小島家文書)により雨乞い関係の部分抜き出して作成した。

※㊦とあるのは、「尾張国知多郡松原村(小島家文書)村入用・下用関係」(徳川林政史研究所蔵)により作成した。

※「」は、その年次の「下用敷帳」が2冊あり、片方の帳面がないものをもう一つの帳面より補ったものである。

※()は、分かりやすくするため、筆者が補ったものである。

※史料には、村名が平仮名で書かれているものがあるが、すべて漢字に統一した。

※「雨乞記事」は、内容を一部省略してある。

※合計は、筆者が計算したものである。